

①

2004年7月19日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係御中

意見提出者 丸山豊

J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

前略 標題の件につきまして、パブリックコメントとして、下記のとおり個人意見を提出いたします。

草々

1. 提出区分：
2. 住所： 東京都千代田区
3. 氏名： 丸山豊
4. 性別：
5. 年齢：
6. 職業：有機農産物及び有機農産物加工食品検査員等
7. 意見の内容：別紙参照

意見

最初に当とりまとめには記載されていない部分について意見として述べる。

食品表示については、表示を扱う当事者としては、様々な法律を見なければならず、かつ表示の問い合わせ先が一元化されていないことに不便を感じる。

従って、JAS 法の品質表示基準制度を独立させ、食品衛生法や景表法、健康増進法などの関連法の表示規制部分を統合した新しい「食品表示法」のようなものを作成することが理想であると思う。しかしまだそのような状況にないと考えられるので、引き続き品質表示基準制度を JAS 法内に設けることで仕方がないと思う。

以下、中間とりまとめについて 7 つの点について意見を述べる。

①P4～P5 II 2(1)及び(2) 「JAS 規格の制定について」

JAS 規格は品質基準であるという意識があるので、これからも品質基準にとどめるべきである考える。

品質を伴わない事項についての認証は、JAS 規格をつくらなくても制度をつくることが可能である考える。

例えば、品質についての基準を含まない認証（表示事項について、流通の方法について）については、加工食品品質表示基準第 5 条の認証(強調表示認証)や、流通については、JAS 法第 19 条の 7 の 2 に関する認証など、既存の法令・基準等を遵守していることについての認定の技術的基準を設ければよいと思う。

②P6～P7 II 3「JAS マークについて」

JAS マークの種類は少ないほうが、消費者が混乱しない。

マークの種類は、標準規格、特色規格の 2 つのみにとどめ、増やすとしても、指定農林物資についての JAS マーク（有機）、品質を伴わない認証マークの、最大 4 つにするべきである。

③P9～P10 III 1

「登録認定機関認可について」

P10 の文中「認定業務規程及び認定手数料の「認可制」について「届出制」にすべき」とある。これ自体は賛成であるが、表現に問題があると思う。

登録認定機関の認可については、登録認可、手数料認可、規程認可の 3 つが必要であり、上記の文から判断すると、登録認可については引き続き「認可制」が継続されると読める。

「「認可制」は登録認可のみを残し、認定業務規程及び認定手数料の「認可制」について「届出制に…」と記載しないと、この文章を読んだものが、すべて届出制になると誤解しかね

ない。

このことは、取りまとめの概要やとりまとめのポイントについても同様であり、表現を変更すべきである。

尚、ISO65 に基づいた機関であっても、その機関が JAS 制度を理解しているとは、必ずしもいえないのではないか。事前のチェックを簡素化し、事後のチェックを厳しくというのは賛成できない。

今の事前審査は決して厳しいとは思えない。このため、有機認定機関は 70 を超え、問題のある認定機関も後から出てくるという事態が起こっている。事前のチェックこそ厳しくすべきである。しかし、個人的な感想としては厳しさの方向が違っていると思う。(本来厳しくすべきところが厳しくなく、枝葉の部分で厳しかったりする)

例えば、登録認定機関の認可申請の際に、口頭試問や面接などを義務付け、本当に認定する内容を理解しているかどうかを審査すべきである。

また、登録認定機関を目指す機関に対する JAS 制度の研修、ISO 方式にするのであれば審査員(検査員)についての独立した研修など、諸研修の整備が必要であると思われる。

④P12 III2

「登録外国認定機関の登録にかかる同等性要件」

同等性要件を取り除くことは賛成。しかし審査および監査について意見がある。

登録外国認定機関の認可の際、国内と同様に訪問審査をするべきである。また、年次監査も訪問監査を年次で実施されていないので、これも国内と同様年次の訪問監査をするべきである。

有機の登録外国認定機関については、JAS 制度が十分理解されない段階で認可を受け、なまじ国際基準があるがために、JAS の要件を満たさない認定業務が実施されているところがあるのではないかと危惧するのだが、登録外国認定機関の監査が、現状では国内ほど頻繁でないために、野放しにされる恐れがあるのではないか。登録外国認定機関においても、国内の登録認定機関と同様のレベルの監視をすべきである。

⑤P14 III 4 (2)

「認定の技術的基準のありかた」

JAS 規格には、規格調査会があり、またパブリックコメントの聴取があるのに対し、認定の技術的基準については、広く意見を聞いたり、関係者が基準作りに参画できる仕組みになっていない。JAS 規格と同様、認定の技術的基準についても、多くの人が基準作りに参画できるような仕組みが必要である。

⑥P14 Ⅲ 4 (3)

「格付検査のありかた」

このとりまとめにおいて、特定 JAS 規格の「生産行程の検査の方法」について討議されていないことは、残念である。「生産行程の検査の方法」は表現がわかりにくいので、これを使用する格付担当者自身が読んで理解できるようなやさしい表現にして欲しい。

⑦P16 Ⅲ 5

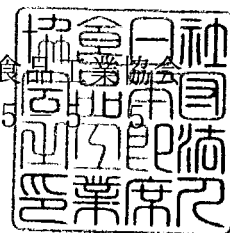
「農林水産消費技術センターの位置づけ」

登録認定機関に ISO65 の要求事項を義務付けている以上、それをチェックする農林水産消費技術センターが ISO61 の要求事項を遵守することは、「満たす必要がある」でなく必ず満たさなければならないと思う。そうでなければ制度の信頼性が保証できない。

このため、監査機関により、消費技術センターが ISO61 の要求事項を満たしていることを監査されなければならないと考える。(これを本省が行なうのであれば、本省も ISO61 機関のチェックができるよう ISO61 に基づいた業務手順書を持つべきである。)

以 上

社団法人 日本即席食品工業協会
東京都台東区浅草橋 5



J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

J A S 規格について

- ・ 個々の規格の性格を特色規格又は標準規格に二分されると、特色規格だけが存在する場合、一般消費者にとっては特色の程度が極めて分かりにくいこととなるため、標準的な品質・プロセスを多くの人が明確に理解できるものとしての標準規格が必要ではないのでしょうか。
- ・ 平成11年のJ A S 法改正によりJ A S 規格は5年以内の見直しが義務づけられたが、見直しが一巡する5年を経過しないうちに見直し基準を改正するのは、性急すぎるのではないのでしょうか。
- ・ 国際規格との整合性については、第1回目の見直しの基準に比べ、今回はあまり言及されていないが、現在我国がCODEX委員会に提案している即席めん類の規格に対する国内規格の整備方針はどう考えられているのですか。

品質表示基準について

- ・ 即席めん類品質表示基準及び生タイプ即席めん品質表示基準を廃止することに反対します。

消費者が購入に際し品質を識別することが困難であるものに種類別の品質表示基準が定められてきた経緯を考慮すると、「名称規制の緩和」を理由として、種類別の品質表示基準を廃止することに合理的理由があるとは考えられません。

名称表示が必要以上に厳しい規制であると考えるのであれば、個別品目ごとに名称の規制を緩和することを検討すべきではないのでしょうか。長い間消費者に利用されてきた名称以外の表示項目、例えば「調理方法」、「使用上の注意」等も廃止することは、消費者の保護の観点から表示を提供することに逆行するのではないのでしょうか。また、種類別の品質表示基準が廃止された場合、そば粉の割合等具体的な事例をもって表示禁止事項等で規制されていた事項が加工食品品質表示基準の一般誤認防止ルールで対応されることとなるため、基準が不明確となり消費者、事業者双方が混乱します。

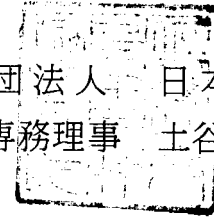


③

平成 16 年 8 月 27 日

「J A S 制度のあり方検討会 中間とりまとめ（案）」
に対する意見等について

社団法人 日本果汁協会
専務理事 土谷 三之助



A 全般的事項について

- 1 大幅改正された新 J A S 法（平成 11 年 7 月 22 日法律第 108 号）が平成 15 年 6 月 10 日から全面施行され、果実飲料関係者もようやく馴染みかけてきた現段階で早くも大幅な制度改正を伴うような論議がなされていることに、いささか戸惑いを感じます。

加えて、平成 10 年 7 月に全面改正された「果実飲料 J A S 規格」については本年が 5 年毎の見直し年に当たるため、当協会では今年度中の改定に向けて春先から作業に取り組んできたところですが、現在、コーデックス委員会専門部会においても「果実飲料の一般規格(案)」について論議されており、来年度の同委員会総会で承認されるものと見通されます。承認の暁には、国際的な規格との整合性を図るとの従来からの政策方針に照らし、今年度中に改定予定の「果実飲料 J A S 規格」に対する再見直しに波及するのではと思われます。

要すれば制度の頻繁な改正は、J A S 規格制度が任意の格付けであるゆえに果実飲料事業者の同制度からの離脱を加速させる恐れがありますので、制度改正に当たっては余り大幅なものとならないようご配慮方お願いします。

- 2 飲食料品の規格・表示基準には、J A S 法や食品衛生法、健康増進法、景品表示法(同法に基づく公正競争規約を含む。)のほか、計量法、容器包装リサイクル法など多くの法的規制が関与しているため、非常に複雑・難解なものとなっております。しかも、限られた表示面積内に非常に多くの事項を表示しなければなりません。

つきましては、リターナブルびんのように表示可能部分が王冠部分のみであるような場合には、消費者が商品選択する上で支障を生じない程度に「表示の簡略化」ができるようご配慮方お願いします。

B 個別的事項について

I 検討に当たっての基本的な視点のうち、

- 1 J A S規格のあり方において、“飲食料品等の製造管理技術が高度化するとともに、消費者の嗜好に対応して製品が多様化する中で、J A S規格の役割・コンセプトが不明確となり、消費者にとってJ A Sマークの意味が分かりにくくなっている。”と指摘されている点については理解できないわけではありませんが、一方で現行のJ A S規格制度は少なくともメーカーにとっては各種製品開発に当たっての重要指標として位置付けられていることから、J A S規格制度の存在意義には極めて大きいものがあることについても記述されるべきと考えます。

II J A S規格のあり方のうち、

- 1 J A S規格のコンセプトの明確化の【対応の方向】において、“個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できないものについては、「改革実施計画」において「J A Sマークの対象品目の削減を行う」とされていることを踏まえ、廃止を検討することとする。”と記述されていますが、そもそも「特色規格」と「標準規格」の性格に関する記述が抽象的であり、理解しがたいので、「特色規格」及び「標準規格」について具体的事例をもってお示し願いたい。

2 新たな社会ニーズに対応したJ A S規格のうち、

- (1) 表示とリンクしたJ A S規格の【対応の方向】において、“有機J A S規格や生産情報公表J A S規格のほかにも、・・・・・・・・”と記述されていますが、これらの規格は「特色規格」の範疇に入るものと考えてよろしいでしょうか。
- (2) 流通の方法に関するJ A S規格の【対応の方向】において、“・・・・、「流通の方法についての基準」を定めたJ A S規格の制定が可能となるように制度を整備する必要がある。”と記述されていますが、この考え方に基づく規格の全てが「特色規格」の範疇に入るものと考えてよろしい

でしょうか。

(3) その他 J A S 規格の【対応の方向】において、“例えば加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についての J A S 規格を広く制定していくことを検討する必要がある。”と記述されていますが、現在、J A S 規格の改定に際して「原材料に J A S 規格品を使用すること」の規定を外す方向にあるものと理解していますが、この方向に逆行するのではないのでしょうか。

3 J A S マークのあり方の【対応の方向】において、“全ての種類の J A S マークについて、有機 J A S マークと同様、登録認定機関名を併記することとすべきである。”と記述されていますが、従来の登録格付機関による「製品認証方式」から新 J A S 法では登録認定機関による「システム認証方式」へ移行されました。

すなわち、現行の制度においては、J A S マークの貼付は製造業者等による自己格付けに基づくものであって、旧 J A S 制度のように登録格付機関による格付けとは異なるものであるため、J A S マークに登録認定機関名を併記すること自体に問題があると考えます。

III J A S 規格の認証のあり方のうち、

1 「改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向のうち、

(1) 登録認定機関の登録における行政の関与のあり方の【対応方向】において、“・・・以下の理由から ISO(国際標準化機構) が定めた製品認証機関に対する一般要求事項（以下「ISO ガイド 65」という。）を登録基準として引用することが適当と考えられる。”と記述されていますが、国際的とはいえ、民間機関の一つである ISO の基準を国内法に引用することに法的な問題はないのでしょうか。

(2) 登録認定機関の業務実施における行政の関与のあり方の【対応方向】において、“・・・及び秘密保持義務は廃止する必要がある。”と記述されていますが、この記述は前述の ISO65 の“・・・「機密保持」等が定められており、基準として網羅的である。”との記述とは矛盾しないのでしょうか。

3 登録格付機関等によるⅠ種格付の【対応方向】において、“・・・・・・今後は、製品の原材料及び製法等の生産行程を把握・管理できる事業者が登録認定機関による認定を受けた上で格付を行う制度、・・・・・・に一本化する方向で検討すべきである。”と記述されていますが、例えば果実飲料では、その原料果汁の多くを輸入商社を通じて海外産地に委ねていることから、認定事業者のボトラーに逐一、その“製品の原材料及び製法等の生産行程を把握・管理できる事業者”としての位置付けを求めることは難しいものと考えます。

IV 品質表示基準のあり方のうち、

1 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合の【対応方向】において、“個別品目の品質表示基準による名称規制は、品目横断的な品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化により消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、原則として廃止を検討すべきである。”との記述中、.....部分の表現は紛らわし表現なので、「懸念がないものについては原則として廃止」に修文すべきではないでしょうか。

また、個別品表の廃止は、長い歴史の中で消費者も事業者も理解し、定着してきた名称・定義等を廃止することであり、混乱を招く恐れが強く、かつ、廃止した場合には、横断品表でカバーできない部分が相当程度生じてくるものと考えられます。

つきましては、果実飲料の個別品表は、その特有の問題に対応するためにも、廃止しないでいただきたい。

3 表示の適正化の実効性の確保のうち、

(2) 表示を行う際の根拠書類等の保持の【対応方向】において、“事業者に表示内容の根拠となる書類の保持を義務付けることにより、・・・・・・”と記述されていますが、既に食品事業者は、食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づき、「記録の作成及び保存」が義務付けられていることから、JAS法上の新たな規制措置を講じる際には、食品衛生法等の他法令の規制措置と調整の上、事業者になんたな負担が生じないようご配慮方お願いします。

以 上

平成16年8月27日

④

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

全国食酢協会中央会
東京都新宿区四谷3丁目4番

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

平素より、大変お世話になっております。

7月1日に掲載されました表題の件に関しまして、意見を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

1. 食酢品質表示基準及び食酢の日本農林規格がこれまで果たしてきた役割について

食酢品質表示基準及び、食酢の日本農林規格は、昭和54年に制定されて以来、品質表示の適正化やまがい物の防止、品質の向上等の観点からその目的を十分に果たしてきているところであり、特に、最近に至っては、平成16年6月23日付の官報にて、「食酢品質表示基準の一部を改正する件」(農林水産1216)及び、「食酢の日本農林規格の一部を改正する件」(農林水産1215)が告示されたところである。

ご承知のとおり、今回の改正では、合成酢のJAS規格が廃止され、また、黒酢について新たに定義・規格化された。

特に、黒酢については、黒酢と名の付くものが市場に出回り、消費者の混乱を招いているとの消費者やマスコミ等の指摘から、農林水産省の指導もいただきながら、業界全体として黒酢の定義・規格化に取り組み、結果として、消費者の適切な商品選択に大きく寄与しているものと考えている。

2. 食酢のJAS規格の存続の要望について

今回の中間取りまとめでは、「JAS規格の制定・見直しの基準への反映」の項の中で、「廃止の要件に該当する規格について、関係者(行政担当部局を含む)の側から存続を希望する場合は、当該関係者自身がJAS調査会において、「特色規格」あるいは「標準規格」として存続すべき明確かつ合理的な根拠を説明できるものに限り、規格の存続を検討する」としている。

食酢の場合、「消費者が調理等の材料とする品目で一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点」や「最終製品として直ちに使用・消費に供される製品で、水増しやまがい物が存在する、類似の名称が複数存在するなど、消費者保護の観点」等からも、食酢のJAS規格は廃止検討の対象品目ではなく、標準規格等での存続を強く要望するところである。

3. 食酢品質表示基準の存続の要望について

今回の中間取りまとめでは、「品質表示基準のあり方」の項の中で、「個別品目の品質表示基準による名称規制は、品目横断的な品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化により消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、原則として廃止を検討すべきである。」としている。

そもそも表示に関する消費者の関心が高い中、強制法である個別品目の品質表示基準の廃止という方向性は、実質的な食品表示に関する規制緩和であり、現在の消費者の期待とは逆行するものであると考える。

仮に、「名称表示について必要以上に厳しい規制となっている」のならば、その品目を明確にしたうえで、個別品目ごとに見直しを図ればよいのではないか。

食酢の場合には、前述の黒酢の例を出すまでもなく、食酢品質表示基準はまがい物の防止等、非常に重要な役割を果たしているものと考えられ、事業者側からも、名称表示が厳しすぎるといった声は聞こえてこない。

従って、食酢の場合、(図)個別品目の名称規制のあり方の中で、「重大な誤認が生じる懸念がある場合」に該当するものと考えるので、「名称」の定義存続を含め、「表示禁止事項」や「その他の表示事項及びその表示の方法」等、食酢品質表示基準の内容存続を強く要望するところである。

以上、よろしくお願いいたします。

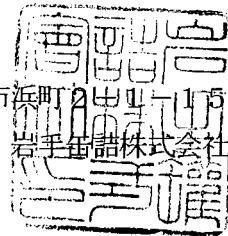
平成16年8月28日

⑤

農林水産省消費・安全局

表示・企画課企画調整係 御中

岩手県釜石市浜町2-1-15



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

このことについて、下記のとおり、登録格付け機関等によるI種格付け制度の存続を強く要望致しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

- (1) 国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求の強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 企画の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を行って頂いています)。

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、I種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまいます。

なお、中間取りまとめ(案)のP.14に、「生産工程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付を行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊社が加入しております団体は、常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られていると伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

以上

⑥

平成16年8月27日

農林水産省 消費安全局

表示規格課 企画調整係 御中

千葉県銚子市東小川町2978

勝浦水産 株式会社

代表取締役 徳元 敏男

(日本水産缶詰輸出水産業組合員)



『JAS制度のあり方検討会、中間とりまとめ』についてお願い

上記の件につきまして、下記事情を御参酌の上、御配慮賜りたくお願い申し上げます。

記

- (一) 今回のとりまとめでは、第1種格付制度は廃止が適當の旨、示されておりますが、これが実現致しますと水産缶詰の輸出は不可能となってしまいます。近年世界的に、食品の品質水準の保持とその公的保証の要求は強まっており、公的検査は必須であります。
- (二) 近時、農林水産省においては、農林水産物の輸出振興について、いろいろと伺っておりますが、今回の『中間とりまとめ』は、これとは全く正反対の動向でありまして、施策の一貫性を欠くことは誠に遺憾であります。
- (三) 上述の理由により、第1種格付制度は存続させるかまたは、水産缶詰業者の救済策を強くお願い申し上げます。

以上

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

「JAS制度のあり方検討会中間取りまとめ」に対する意見

1. 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について

①現在ある個別品質表示基準を存続していただきたい。

〔理由〕

- ・今まで品質表示基準の定義があるものは、その定義に当てはまるものだけにその名称を使ってきました。また、消費者にもJAS法に定められた原料だけを使っている、安心できる製品として定着してきました。購入の際に、その名称をもとにしてイメージ通りの製品が購入できてきました。しかし、個別品質表示基準を整理統合して名称を原則自由にすると、今まで名称が使えなかった製品も一緒の名称になるので、名称〇〇の製品はこのような中味だとイメージして購入してきた消費者に混乱が起こります。
- ・健康増進法の栄養表示基準でノンオイルの表示は脂質が0.5 g未満と定められています。ドレッシング類品質表示基準でノンオイルドレッシングは油脂量が3 g未満という定めから、ノンオイルドレッシングだけ栄養表示基準の特例としてJAS法の表示表示基準と同じ3 g未満とされています。個別品質表示基準の整理統合でドレッシング類品質表示基準がなくなるとノンオイルドレッシングの特例の拠り所がなくなります。

②名称表示の例示を品質表示基準に制定していただきたい

〔理由〕

品質表示基準（表示の方法）に「名称」は、「その内容を表す一般的な名称」を記載することとされているだけで、例示が示されていません。最近の加工技術の進歩と消費者の食の多様化により新しいタイプの製品が次々と企画されてくるので、中味を表す適切な名称がなかなか決まらず苦慮しているところです。食品衛生法では、名称表示が通知の別表として例示されているが、一般消費者向け製品の表示の基準になる品質表示基準に例示がない。そのため同種の製品でもメーカーによって名称が異なるケースが出てきていることから、主なものを例示する必要があると考えます。

2. 表示違反に対する監視指導について

インターネット販売やカタログ販売も規制対象に含める場合、店頭販売を前提とした現状の品質表示基準とは別に、インターネット販売やカタログ販売に限った品質表示基準を定める必要があると考えます。

〔理由〕

消費者はインターネットの画面やカタログの情報を見て商品購入するか否かを決めるので、店頭販売を前提とした現状の品質表示基準に基づく表示項目に対して、インターネット販売やカタログ販売の特性から新しく必要になる表示項目も不要になる表示項目もあります。例えば、商品の詳細情報をもっと知りたい人のための問合せ先表示が必要です。また、賞味期限表示ができないので賞味期間等での代替表示が必要となります。

平成16年8月26日

東京都八王子市

水野 浩夫

会社員

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

「J A S制度のあり方検討会中間取りまとめ」に対する意見

【J A S規格の認証のあり方(登録格付機関等による I 種格付)について】

現状の I 種格付のようなスポット的な格付を残して欲しい。

最終製品の検査のみによる格付けではなく、原材料の使用や製造方法といった生産工程の管理記録も加味した格付に変える方がよい。格付後に問題が生じた場合、格付を申請した事業者も責任を問うように変更する。

〔理由〕

流通事業者から、J A S マーク付の製品が取引条件として求められた場合、それに対応しないと商機を逃してしまうことになる。納期が迫っている場合には、事業者認定からスタートしていたのでは間に合わない。また、その取引が小ロットかつ単発の場合、零細製造業者には負担が大きすぎる。

平成 16 年 8 月 31 日

東京都八王子市

水野 浩夫

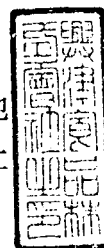
会社員

⑧

平成 16 年 8 月 27 日

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

静岡市清水八木間町 6 番地
興津食品株式会社



『J A S 制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見』

上記の会にて、I 種格付け制度を廃止することが適当であるとの対応方向が示されておりますが下記理由により再考を御検討願いたくお願い申し上げます。

我が国のツナ缶は、かつてはアメリカを中心として世界各地に輸出されておりましたが数々の制限等により大幅に縮小され、現在はわずかに残された中近東諸国（サウジアラビア・レバノン・クエート他）が貴重な商圏となっております。それらの国では、品質保証のため国の公的機関による検査合格品ということが取引条件となっており、合格証明の発行が出来ないとなると輸出が不可能となり、当業界の経営が著しく深刻な事態を招くこととなります。

以上のことから、現行の J A S 規格の第一種格付を存続して、従来通りの証明書発行が出来るようにお願いします。

⑨

平成16年8月30日

農林水産省消費・安全局表示・規格課
企画調整係 御中

社団法人 日本食肉加工協会
理事長 伊藤 研一

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目5番6号

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて標記の件について別添のとおり提出致しますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

JAS制度のありかた検討会中間取りまとめについての意見

1. JAS規格のあり方

1) JAS規格のコンセプトの明確化

意見1：現行規格を標準規格とすべきである。

理 由：現行JAS規格のほとんどは、JAS法第一条の「農林物資の品質の改善」、「生産の合理化」、「取引の単純公正化」、「使用又は消費の合理化」を目的として規格化されているので、基本的に標準規格として機能してきたはずである。

標準規格に合わないが、製品の品質、生産・流通プロセス（原材料、製法等）の観点からJAS規格を制定した方がよいものは特色規格とすべきである。

また、このような考えに立って、中間取りまとめは標準規格、特色規格の記載順序としていただきたい。

意見2：特色規格、標準規格、等級別規格、業務用取引規格が混在してわかりにくくなっているとあるが、等級別規格を廃止する必要がない。

理 由：同じJAS規格品であっても品質差があるために、品質特徴を明確に分けてほしいという消費者等からの要望に沿って等級化が推進されてきた。市場においては、等級と価格が連動していて消費者による自由な選択に任されている。

4) JAS規格の制定・見直しの基準への反映

意見1：「まがい物」の定義を明らかにしていただきたい。

理 由：「JAS規格の制定・見直しの基準」において「まがい物の防止等の観点から改正の是非についての検討を行う。」とされ、中間取りまとめで標準規格とする場合に「③水増しやまがい物が存在する場合」が掲げられているが、「まがい物」がどのようなものであるのかが示されないと、現行規格が「特色規格」と「標準規格」のいずれに該当するか判断できない。

意見2：5年ごとの見直しのスケジュールは、改正告示から5年後に行なうなど弾力的に対応していただきたい。合わせて農林物資規格調査会総会から告示までの期間をできるだけ短縮していただきたい。

理 由：5年ごとに品目別JAS規格を見直すこととなっているが、たとえば平成13年度に見直した品目が3年後の平成16年度に改正告示されたことによって施行までの猶予期間を除くと次の見直し時期まで1年足らずの余裕しかなく、改正JAS規格の消費者への浸透実態を正確に把握できないまま次の改正作業に入らざるを得ない。

2. JAS規格の認証のあり方

1) 「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向

意見1：表示の真正性に係るJAS規格も制定するのであれば、登録認定機関の登録基準にはISOガイド61を引用していただきたい。

理 由：登録認定機関の登録基準にISOガイド65を引用することが適当とされているが、

現在の登録認定機関は出来上がった製品を認定しているというよりは、むしろ工場の品質管理、格付システムに重きを置いた認定の仕組みになっているので、ISOガイド61の方が望ましいと考える。

3) 登録格付機関によるI種格付

意見1：食品のI種格付について、零細企業、海外企業への配慮を欠くこととなるが、廃止することに賛成する。

理由：JAS認定工場は、施設設備要件、人的要件、品質管理要件など格段に高度な要件を満たすことによって初めてJAS製品の製造が可能となるのに対して、I種格付は原材料の使用状況や製造方法の把握が不十分なまま格付検査を行なうので、必ずしも的確でない一面がある。

4) JAS規格の認証に係るその他の課題

(2) 認定の技術的基準のあり方

意見1：JAS認定の位置付けを「製品認証」から「システム認証」へ転換していただきたいし、工程管理に重点を置いたシステム認証にすることによって製品検査後に出荷する方法を廃止していただきたい。

理由：現行のJAS認定制度にISO9000の考えが取り入れられているといわれているので、すでにシステム認証に近い仕組みになっている。対応方向として「ISO22000の考え方を取り入れることについても検討する必要がある。」とされるならば、ISO22000を取り入れることで工程管理に重点を置き、製品検査は「検証」に位置づけられることとなるので、製品検査後品質的問題があってもISO22000DISの「7.9.5 リコール」によって製品回収への対応は可能である。

意見2：今後はJAS認定工場に必要な条件をどのような場で議論されるのか明らかにしていただきたい。

理由：製造業者の認定の技術的基準は、これまでおおやけの場に諮られることなく改正されてきたため、改正の検討経過が不明であった。対応方向として「より詳細な告示又はガイドライン等を示すべきである。」のであるならば、認定の技術的基準をおおやけの場で議論することにより、JAS規格の価値やJAS認定工場の信頼性を高めることになる。

意見3：JAS認定工場が総合衛生管理製造過程の承認、ISO9000あるいはISO22000の承認を取得している場合には調査等を簡素化すべきである。

理由：JAS認定工場は、工場施設・設備の構造や衛生状態、品質管理基準とその実施状態、品質管理体制、製品回収システム、内部及び外部監査システムについて審査、認定されて初めてJAS製品を製造できるので、JAS認定工場の総合的技術レベルは食品企業で高い位置にあるし、技術の牽引的存在としてそれぞれの業界全体をリードしてきた。また、JAS認定工場の多くは食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認制度へ対応できているし、ISO9000、ISO14000あるいはISO22000への対応も容易である。

(3) 格付検査の方法のあり方

質問：技術的な検討を行う必要がある方法として「(2)登録認定機関による事業者の認定及

び監査の際の製品検査の方法」が掲げられている。このことは、現行制度では登録認定機関は製品検査機能を必要としていないが、将来は製品検査機能の義務化を示唆するものであるのかどうかを明らかにしていただきたい。

3. 品質表示基準のあり方

1) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

意見 1：個別品目の品質表示基準を原則として廃止し、品目横断的品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化で消費者への重大誤認を防止しようとしていることについて慎重に対応していただきたい。

理 由：一般誤認防止ルールの抛り所は行き着くところ個別品目の品質表示基準ではないか。たとえば①消費者団体等のセミナーなどで、よく製品名と特徴の説明を求められる、②定義付けられた名称がないと、一般的に認識されている製品とは異なる製品の名称に異議を称えられなくなる、③たとえ商品名であっても品質表示基準の定義に合致しない名称は禁止されているので、品質表示基準の定義をなくすと判断基準がなくなる、④商品名や強調表示が一般に認識されている製品名と異なる製品が将来出回る恐れがあるなど、多くの不都合が想定される。

なお、名称及び定義についてコーデックス規格などとの整合性を図る考え方が一方であるが、JAS規格が制定されて40年余経過し、JAS規格のある製品の定義、品質は広く消費者に定着しているので、不必要に国際整合性にこだわる必要がないと考える。

意見 2：最近、告示内容を解説するものとして行政から「Q&A」が多く示されているが、「Q&A」について法的な位置づけを明確にしていきたい。

理 由：「Q&A」の位置づけが明確でなく法に基づくルールとは言えないのではないかと。対応方向として「行政において予め何らかの基準」が示されるのであれば、その際には明確にしていきたい。

2) 表示規制の対象の拡大

意見 1：インターネット販売、カタログ販売等への品質表示基準の適用に賛成するが、適用の範囲、適用の方法、責任の所在を明確にするとともに、このような販売方法を行っている事業者はJAS制度に対する認識を持つ食品製造業者だけではないので、関係事業者への周知を徹底していただきたい。

意見 2：JAS規格の製品、原材料などの「定義」を削除し、個別品目の品質表示基準の「定義」に一本化していただきたい。

理 由：JAS規格の製品、原材料などの「定義」と個別品目の品質表示基準の製品、原材料などの「定義」に違いがあるので、名称表示を大変分かりにくくしている。

意見 3：名称の定義は、必要最小限の原材料に限定し、消費者に誤認させない範囲まで広げることが望む。

理 由：現状認識として「消費者が商品を選択する際、その製品が何であることを認識するには、一括表示の名称表示よりも商品名や強調表示を重視している。」とあるが、商品名だけでは製品の種類がわからない場合に、個別品目の品質表示基準の名称の定義

が消費者の選択に役立っている。問題なのは、個別品目の品質表示基準の名称の定義が狭い範囲の製品しか網羅していない点である。定義の範囲を拡大することで、個別品目別品質表示基準の価値が高まるし、表示する側、購入する側の双方で正しい名称が浸透すると考える。

平成 16 年 8 月 30 日

「JAS 制度あり方検討会中間とりまとめ」に対する意見

(財) 日本合板検査会

日頃よりご指導頂き有難うございます。中間とりまとめに関し、3 点ほど意見を提出させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1. 報告書 7 ページ中段 (4 の前、3 行)

「JAS 適合品原材料を使用している旨の表示を推奨」

林産品において JAS 規格製品は原材料として使用される場合が多く、消費 (建築等) の現場では二次加工 (継ぎ手加工、塗装、防腐防蟻処理等) された製品が相当量を占めている。現状では JAS 製品を使用している、二次加工後の製品にその使用をアピールする手立てはなく、むしろ業界の認識としてはそうした表示は JAS 法違反となることを恐れている。(かねてからの指導もそうした考え方が強かったと考える。)

報告にいう「推奨」については、是非とも具体化し、自由度の高い表示方法を認める方向でご検討願いたい。

2. 報告書 8 ページ上段 (上から 7 行目)

(a) 「特色規格」とする場合

この項で「当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格」とあるが、林産物における長年の懸案として、同一樹種の産地による品質差についての取り扱い問題がある。これは「相当程度明確化」できるか否かの判断に係るものと考えられるが、明確化の基準として、品質が他の産地のものと比較し明らかに異なる証明が必要であるばかりでなくではなく、実際の加工・流通の仕組みにおいて分別が確実に行われうることを基準化する必要があると考える。特に製材等林産物では製品化した後では特色規格としての性能を外観その他で見分けることは殆ど不可能に近いことを考慮願いたい。

また、「特色」は *characterized* の意と理解しているが、もう少し言葉を継いで「特定品質」規格としたほうが分かりやすいと思います。

3. 報告書の副題について

本報告の主要課題が食の安全・安心にあることは理解しておりますが、JAS の一分野である林産物が含まれることから「食」に加え「暮らし」を入れていただけると幸いです。「食と暮らしの安全・安心……」では如何でしょう。

以上



11

16 — 水 — 19

平成16年8月26日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地3

高遠ビル4階

日本水産缶詰輸出水産業組合



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

1 検討委員会の委員構成について

ご承知のように、この種の検討会の検討結果は、委員の構成により大きく左右されると一般に言われておりますが、18名もの委員で構成されているにも拘らず、水産関係の委員が1名も選任されていないのは、大変疑問に感じます。

この種の検討会では、通常、生産者代表、消費者代表、学識経験者・公益代表で構成され、当然生産者代表に水産関係の委員を選任すべきではないでしょうか。

なぜならば、先般の説明会での質問に対する回答では、食品産業界から選出した委員に水産分野も担当していただいたとのことですが、JAS 規格制定品目には水産物関係も数多く含まれておりますので、最低限1名の委員を選任すべきではなかったでしょうか。

2 登録格付機関等によるI種格付け制度の存続について

- (1) 国際貿易取引において、近年増々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS 法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。)

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」

との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまう。

なお、中間取りまとめ（案）の P.14 に「結果的にⅠ種格付けが依然利用されている品目が存在することも踏まえ、事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、生産行程を把握し、適正に検査・格付けを行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊団体は常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊団体にとっては画餅に等しいものです。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られており伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を一挙に喪失することとなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

(以上)



12

16 — 工 — 19

平成16年8月26日

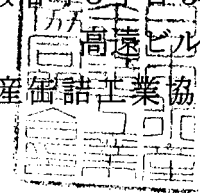
農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地3

高遠ビル4階

日本水産缶詰工業協同組合



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

1 検討委員会の委員構成について

ご承知のように、この種の検討会の検討結果は、委員の構成により大きく左右されると一般に言われておりますが、18名もの委員で構成されているにも拘らず、水産関係の委員が1名も選任されていないのは、大変疑問に感じます。

この種の検討会では、通常、生産者代表、消費者代表、学識経験者・公益代表で構成され、当然生産者代表に水産関係の委員を選任すべきではないでしょうか。

なぜならば、先般の説明会での質問に対する回答では、食品産業界から選出した委員に水産分野も担当していただいたとのことですが、JAS 規格制定品目には水産物関係も数多く含まれておりますので、最低限1名の委員を選任すべきではなかったでしょうか。

2 登録格付機関等によるI種格付け制度の存続について

- (1) 国際貿易取引において、近年増々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS 法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。))。

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」

との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまう。

なお、中間取りまとめ（案）の P.14 に「結果的にⅠ種格付けが依然利用されている品目が存在することも踏まえ、事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、生産行程を把握し、適正に検査・格付けを行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されておりますが、弊団体は常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊団体にとっては画餅に等しいものです。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られていると伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を一挙に喪失することとなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

(以上)

平成 16 年 7 月 22 日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

拝啓 酷暑の候、益々ご清栄のことお慶び申し上げます。

さて、JAS 制度のあり方についてパブリックコメントを募集中とのことですので、下記のように意見を申し上げます。

1. 現行 JAS 格付けが少ないので JAS 制度の意味がないとか現行 JAS 制度により製品の品質レベルが向上しその目的を果たしたので存続する意味がないとの発言があるがこれは危険な考えである。

JAS を遵守し、製造に生かし大切に守ってきたのは消費者でもないし、農水省でもなく各業界である。JAS の格付けを行っているないにかかわらず、JAS や品質表示基準で決められたことを守ることにより、一定水準以上の製品を提供することによって消費者が安心して商品選択ができるようになってきたのである。この厳しい価格競争の時代にあって、規格や定義がなくなれば必ずや品質より価格を優先するところが出てきてまがい物や粗悪品が横行することになり、結果として消費者が迷惑を蒙ることになる。勿論、まがい物や粗悪品が横行することになればその業界の発展はありえず衰退するしかない。現行 JAS をどうするかについては消費者や学識経験者の意見を聞く前に業界の意見を聞くべきである。多くの業界が現行 JAS を大切にし、消費者を裏切らない品質を維持するための後ろ盾にしており、今後とも必要としていることをご承知でしょうか。

現行 JAS は製品の品質水準を維持するのに重要な働きをしていることを認識していただきこれを廃止するのであれば、それに代わり各商品について明確な定義を制定してまがい物や粗悪品の出現を防止すべきである。それがなければ、同封します片栗粉事件と同じようなことが頻発することになります。

2. 規格制定の基準が売上 100 億円になっているが金額で決めるべきものではないと思う。売上金額が大きくてもその商品が 1 社だけでしか製造販売されてなければ規格基準がなくても支障ないと思う。金額が少なくても同じ品名で数社が販売しているようなものにあっては、規格基準か定義がないと困るのは消費者である。現状は定義があるから消費者はどのメーカーのものを購入しても品質の差が小さく裏切られることはないが、規格や定義がなくなれば同じ品名のものでもメーカー間の品質差が大きくなり消費者が目的をもって購入したのに、自分が期待したものと違い使用できないことが起こりえる。迷惑するのは消費者である。

3. 規格や基準というものは品質や安全に関して一定水準を守り、消費者に安心して購入していただくために存在すべきものであって、それをないがしろにして国が先頭に立って特殊なものを対象にした規格を作ることには行革の精神に反することである。そのようなことこそ企業に自由にやらせれば良いし、業界に任せればよい。
- 規格基準は消費者が安心して購入できることを保証することに資することに限定すべきである。
4. 日本が文明国であり食育とか食文化とか食を語る国なら、規格基準は別にして個別の商品についての明確な定義は残して欲しい。人間にも名前があって戸籍があってできるだけ詳細に個人を特定できる国が文明国である。食品についても名称があり、その名称に関する定義がしっかりしている国が食の文明国なのである。それを逆方向にもっていくなど野蛮な行為はやめて欲しい。
5. 有機JASとか生産履歴JASなどを考えておられるようですが、だれがそれを保証することができるのでしょうか。厳しく言えば野菜なら植付けから出荷まで畜産で言えば生まれてから屠殺されるまで365日24時間監視しなければ保証できないことだと思います。このようなJASが制定され人気が出たら、薩摩の黒豚ではありませんがきつとごまかしが横行するようになるでしょう。薩摩の黒豚なら遺伝子レベルでまがい物は防止できますが、有機や生産履歴についてはそれができません。記録など頼りになりません虚偽の記載をされたらそれまでです、頼りは生産者の良心だけです、それに頼るのはあまりにおめでたすぎます、国が関与するようなことではないと思います。国が関与するなら製品検査により違反者が摘発できる検査技術の開発が先にあるべきだと思います。
- 同様のことは特色JASについても言えます。分析等で第三者が証明できるようなものでなければ規格化すべきでないと考えます。分析等で証明しにくい原料、製法等による特色規格は設けるべきでないと考えます。
6. 品目横断的品質表示基準については、具体例がないのでなんともいえませんが、今回の改正が不正表示防止を狙っているのなら、品目横断的考えは逆効果しか期待できないであろう。
- 個別より横断的品質表示基準のほうがあやふやなところが多くなり、解釈の幅が広がりひいては不正表示に繋がる恐れがあると考えます。基本的には現状と同じ個別の品質表示基準のほうが良いと考えます。
7. 標準があるから特色が成立しえるのであって、それなくして特色の存在はありえない。最低でも明確な名称定義が存在したとき特色が存在するのである。現在の規格基準又はそれに代わる明確な名称定義を残すべきである。

8. 名称規制について一部の人が「名称規制が製造加工技術の進歩の妨げになり、消費者の選択をも妨げている」と述べているが名称規制でこのようなことがおきるはずがない。このような枝葉のことを盛り込むことはこのまとめの価値を低下させることはあっても高めることはないことを申し添えます。

以上、ご意見申し上げます。

まだまだ暑さが続くことと思います、くれぐれもご自愛の上ご活躍くださいますようお願い申し上げます

敬具

稲城市

伊東 佑文

職業 会社役員

平成16年8月6日

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 規格調整係 様

平成16年度食料品消費モニター
稲田 勝彦

拝啓 ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、私儀は近畿農政局様より上記モニターを委嘱されておりますが、
今般、「食と生活7・8合併号」、で「JAS制度のあり方検討会、中間取りまとめに対
する意見の募集について」、を拝見致しましたので下記のとおり応募提出致します。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 敬具

記

「食品の消費期限および賞味期限の表示方法について」。

食品には大包装の中に数個の小包装が内蔵されているのが相当ありますが、大包装には
当然これらの期限が表示されております。しかし小包装は食品業者によっては表示されて
いるのもありますが、むしろ無表示の方が数多いのが現状であります。

もっともJAS法で定めた表示基準によれば、期限表示は消費者が食品購入時点で確認
でき得ればよく、購入後は消費者の自己責任で管理するべきとされており小包装への表示
はむしろ業者の好意、サービスの的なものであるので行政の指示、命令で義務化させること
はできない。と聞き及んでおります。

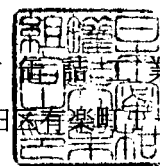
しかし今後の日本はますます人口高齢化が進み、しかも健常者ならばともかく日常生活
にホームヘルパーの介護を要する高齢知的障害者も増加の一途が見込まれ、ヘルパーも交
替で訪問して調理している高齢家庭も多い今日では、大包装の開封後は小包装までの自己
管理が無理な面も考えられます。

食品行政も「高齢者にもやさしい食品政策」。を繰り広げるならば法律上義務化はでき
なくても、小包装にも期限表示の主旨を業者の理解を得て、要望や奨励の方法で推進して
はと考えます。

以上

平成16年8月27日

日本蜜柑缶詰工業組合
東京都千代田区有楽町1-7-1



「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」への意見

第1種格付け制度について

現状：

- ①平成9年に輸出検査法が廃止されたため、みかん缶詰の輸出向けにおいて、品質証明書の発行が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS規格の第1種格付け（ロット）で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を受けることができた。
- ②行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間とりまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付けの制度は廃止することが適当であるとあります。

問題点：

みかん缶詰の輸出において、輸入国サイドからの品質証明等の要求がある。第1種格付けが廃止された場合には、証明書等の発行が取れなくなることになり、証明書を必要とする輸出が不可能となり、業界にとっては危機に追いやられることになります。

これらのことから、

現行JAS規格の第1種格付けを存続し、ロット検査が従来どおり行われ、証明書の発行が継続してできるよう願います。

16

平成16年8月27日

農林水産省 消費安全局
表示規格課 企画調整係 御中

千葉県銚子市東小川町2978

川岸屋水産 株式会社

代表取締役 徳元 敏男

(日本水産缶詰輸出水産業組合員)



『JAS制度のあり方検討会、中間とりまとめ』についてのお願い

上記の件につきまして、下記事情を御参酌の上、御配慮賜りたくお願い申し上げます。

記

- (一) 今回のとりまとめでは、第1種格付制度は廃止が適當の旨、示されておりますが、これが実現致しますと水産缶詰の輸出は不可能となってしまいます。近年世界的に、食品の品質水準の保持とその公的保証の要求は強まっており、公的検査は必須であります。
- (二) 近時、農林水産省においては、農林水産物の輸出振興について、いろいろと伺っておりますが、今回の『中間とりまとめ』は、これとは全く正反対の動向でありまして、施策の一貫性を欠くことは誠に遺憾であります。
- (三) 上述の理由により、第1種格付制度は存続させるかまたは、水産缶詰業者の救済策を強くお願い申し上げます。

以上

⑦

平成 16 年 8 月 19 日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

日本マーガリン工業会
専務理事 三宅輝夫
(住所)東京都中央区
日本橋浜町 3-27-8
(電話)03-3666-6159



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に関する意見について

標記の内容として、以下のような諸点を申し上げたいと存じますので、よろしくお取り計らい方お願い申し上げます。

1. 私共、日本マーガリン工業会の関与いたしますマーガリン類等の JAS 規格は、昭和 29 年の制定以来半世紀にわたって、消費者・実需者の方々との諸取引の規範として大いに活用されてきており、製品の生産量に対する JAS 格付け率は 9 割を超えている現状です。そして、平成 14 年度には御省のご指導の下に規格の全面的な見直しが行われました。その際、我が国の規格を国際規格(具体的には CODEX のファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格)に整合させようとの強いご示唆が御省よりあったと記憶しております。当業界といたしましても、これからの国際貿易の展開を踏まえればこの観点は大変重要であるとの判断から見直し論議に参画いたしました。このような認識は現在においても何ら変わるところはありません。

以上のように私共としては、JAS 規格の存在意義の一つとして国際規格との共通性の確保が大切と考えますが、この観点から「中間取りまとめ」文書を拝読しますと、国際規格との整合についての言及がほとんどありません。従いまして、同文書 4 頁(2)「標準規格(basic standard)」の中で、国際規格との整合の必要性を明確に位置づけ、これに言及いただきたいと思います。

2. 「中間取りまとめ」文書 8 頁の後段には、「規格」の廃止を検討する場合の例示が幾つか挙げられており、その中に「現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さい」場合というのがあります。これの意味する所が私共には理解出来ません。と申しますのは、品質の格差が小さくなったのは、「規格」が存在していて、事業者が継続してそれを遵守する努力をしているからであって、もし規格がなくなれば事業者は品質を規定する物差しを失うことになり、再び品質に大きな格差が生じることとなって、消費者・実需者の方々にも大きな迷惑が掛かることになりましょう。

前述しましたように、マーガリン類は JAS 格付け率が 9 割を超えており、その個々の取引においては JAS 規格が基本的な「物差し」の役割を担っており、結果として商品が市場で信用を勝ち得ております。従いまして、「品質の格差が小さい」故をもって規格の廃止を検討するとの考え方には反対いたします。

3. （これは意見というよりも質問ではありますが） 上記 2 と同じ場所に「③消費者保護の観点から名称・品質の標準の必要性が特に認められなくなっている等の理由で「標準規格」とすることが困難な場合」という記述がありますが、これは現実の場面としてはどういう事態を考えておられるのでしょうか。もう少し具体的にご説明願えれば幸甚です。

(以 上)

現状

- 1、輸出検査法が存続していた時の証明書の発行は、輸出検査法に基づき指定検査機関が品質検査を行ない、合格品には民間貿易、WFP（世界食糧計画）が要求しているInspection Certificate等の発行を行なっていた。
- 2、平成9年に輸出検査法が廃止されたため、WFP等で要求している上記証明書の発行が困難となったことから、関係官庁等の指導のもと、JAS規格の第1種格付（ロット検査）で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行っている。
- 3、行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間とりまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付の制度は廃止することが適当であるとあります。

このことは次の点から問題があります。

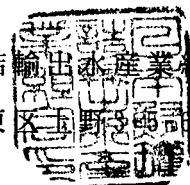
民間貿易、WFP（世界食糧計画）でもInspection Certificate等の要求がある。第1種格付が廃止された場合には、証明書等の発行が行われなくなる。このため、証明書を必要とする輸出が不可能となり、当業界の経営に重大な事態を招くこととなります。

以上のことから

現行JAS規格の第1種格付を存続して、ロット検査が行われ従来どうりの証明書の発行ができるよう対策を講じていただきたい。

平成16年 8月26日

日本鮪缶詰輸出産業組合
東京都台東区玉野5-10-1 Jsビル



農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 殿

2004 年 8 月 16 日

財団法人 日本食品油脂検査協会

パブリックコメント

1. JAS マークのあり方について

登録認定機関の責任を明確化するために、JAS マークに登録認定機関名を併記することであるが、これについては次の点が憂慮される。

① 登録認定機関の責任の明確化

現行の登録認定機関の業務は、「品質管理」及び「格付」におけるシステムの認証であって、製品は自己格付である。登録認定機関の業務に「格付」や「マーク」に対する責任が加われば、業務を遂行するための諸経費を誰が負担するか、責任を履行しているか否かを誰が判定するか等、いろいろな問題点が生じてくる。

② JAS マークの不正使用について

JAS マークの不正使用には、「JAS 不合格品」、「非 JAS 製品」への JAS マークの貼付や「偽造 JAS マーク」の使用等が想定されるが、現在、このような JAS マークの不正使用が横行しているとは思えない。もしあったとしても、登録機関名を併記したから防げるものではない。

登録認定機関を併記することの弊害は登録認定機関が替わると、包装資材が全て無駄になりメーカーに取っては大きな負担となる。

2. JAS 規格の認証のあり方

登録認定機関の登録基準に国際的な整合性を確保するため、ISO ガイド 65 を引用することであるが、ISO ガイド 65 を正式に取得した登録認定機関でなければ「国際的な整合性」がとれたと公言できないのではないかと。JAS 認定機関が「国際的な整合性」を図ることにどれだけのメリットがあるのか疑問である。JAS は、事業者が一定基準以上の食品を消費者及び実需者に供給するための制度である。そのために登録認定機関が認定の技術的基準に合致するように事業者をアドバイスするのは当然である。登録認定機関による監査は事業者の「取り締まり」ではなく、JAS 業務を遂行するためのアドバイザーでよいのではないかと。食品の品質を確保するために、登録認定機関が ISO ガイド 65 を取得する必要性があるとは思えない。

また、登録認定機関が事業者の認定時及び監査時に製品検査を行うことは、ISO ガイド 65 には要求されていない。認定機関に整合性を求めることと矛盾している。

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

J A S のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

1. インターネットのホームページ販売の表示規制について

中間とりまとめには「表示規制をインターネットの商品情報やカタログ記載の情報等まで拡大した場合、それらの表示に係る監視体制も整備する必要がある」と記載されている。(別添 1 - 2 1 ページ)

カタログの場合は、発行先が明確であり、文字としてある期間保管することができるため、監視は可能と考えられるが、インターネットの場合は、ホームページの管理者が特定できない「匿名性」のインターネット被害があるように、実際に存在するものか、架空のものがわからないという問題がある。さらに情報更新も情報消去も 1 秒あればできてしまうのが現状である。その状況の中で表示の適正化を図るための監視指導を行っていくのは、非常に難しい。インターネットの表示規制は、ネットワーク社会に適した法律が整備されてから導入する方がよいと考える。

2. 個別の品質表示基準の名称・定義以外の項目の検討について

中間とりまとめには、「個別の品質表示基準における名称、定義以外の項目については、その必要性について個別に精査した上で、基本的には品目横断的な品質表示基準に整理統合する方向で検討を行う」と記載されている。(別添 1 - 1 7 ページ) 検討にあたって、下記の点にご配慮願いたい。

レトルトパウチ食品品質表示基準や調理冷凍食品品質表示基準等には、原材料名の表示方法で、使用した食肉や野菜等が 2 種類以上である場合は、それぞれ野菜や食肉をまとめて「野菜(たまねぎ、にんじん、だいこん)」と重量の多い順に表示することが定められている。この表示方法は、消費者の視点からすると、野菜や肉は何を使用しているかがすぐに目にとまり、表示として非常にわかりやすい方法であると考えている。個別の品質表示基準が廃止され、横断的な表示方法へと統合されると、野菜や食肉が重量の多い順にバラバラに表示され、かえって見づらい表示となる。加工食品品質表示基準 Q & A (第 1 集) 問 7 3 では、調理冷凍食品に該当しないものでも、調理冷凍食品品表基の定めに基づいた方法で表示して差し支えないとされているが、今後も、消費者の商品選択に役立つ表示方法として、このわかりやすい表示方法を継続することをお願いしたい。

3. 他制度との連携の観点について

中間とりまとめには、「他制度における J A S 規格の引用も念頭に置いた規格の内容とするよう、他制度との連携を図りながら、規格の制定・見直しを進める」と記載がある。(別添 1－9 ページ)見直しの際には下記のような例があることをご配慮願いたい。

健康増進法に定める栄養表示基準には、栄養表示基準適用対象外に該当するものとして、「J A S 法に基づく表示」を定めている。この定めにより、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準に該当する「ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング)」は、栄養表示基準の適用除外とされている。しかし、個別の品質表示基準を廃止した場合、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)は J A S 法における定義がなくなり、栄養表示基準適用除外の拠り所となるものがなくなるおそれがある。見直しの際には、他法令と連携を図るという点において、J A S 法から他法令への関係だけではなく、他法令から J A S 法へと関係するものも考慮していただきたい。

4. 名称規制について

中間とりまとめには、「名称表示は、一般誤認防止ルールにより取り締まられる。その際、「標準規格」としての J A S 規格に規定された個別品目のごとの定義が、一般誤認防止ルールによる判断基準として採用される可能性がある」と記載されている。(別添 1－17 ページ)判断の際に下記の点にご配慮願いたい。

現在、製品の名称は、J A S 法に定義があればその定義を、なければ「もっとも一般的な名称」を記載することになっている。しかし、もっとも一般的な名称とはどのようなものかを判断するのが大変難しく、食品衛生法の「名称の例示」の中の小分類を参考に考えているところであるが、新製品の場合、製品の中身を表すわかりやすい名称が見つからず苦戦している。今後、消費者にわかりやすい表示に改めるためにも、名称表示の取り締まり(一般誤認防止ルール)を定めると共に、食品衛生法の「名称の例示」と整合性のある「名称表示の例示」を、J A S 法の品質表示基準の中に指し示していただきたい。

東京都墨田区

武村 百合子

会社員

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

J A S のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

【J A S 規格のあり方(J A S 規格のコンセプトの明確化)について】

〔対応方向〕にあるような、特色規格・標準規格への変更は、既存の J A S 規格に馴染んできた消費者にとって意味のわかりにくい J A S 規格となり、商品選択のための指標とならない。J A S 規格を消費者の商品選択の拠り所として価値あるものにするためには、既存の J A S 規格を整備し、その内容を消費者にもっと周知徹底することがよいと考える。

その方法の1つとして、特色規格と標準規格からなる、J A S 規格を新たに制定するのではなく、既存の一般 J A S を「標準規格」、その他の J A S (等級 J A S、特定 J A S、生産情報公表 J A S、有機 J A S)を「特色規格」という区分けで再構築して欲しい。

東京都墨田区

武村 百合子

会社員

平成16年8月27日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課規格調整係 御中

全国乾麺協同組合連合会

中間取りまとめについての意見

中間とりまとめを拝見し、思うことは、当連合会を含む産業界の意見等が、限られ、むしろ、消費者代表、学識経験者等の主導によっての取りまとめではないかと思われます。表示を行うのは、産業界であることから、産業界の意見等も十分に反映してこそ、よりよい品質表示基準となるのではと存じます。

よって、個別品質表示基準を持つ、業界として以下の意見を申し述べます。

- ① 個別品質表示基準は、当業界を含め、消費者にそれぞれ個別の製品の特長をもって、よりよい情報の提供（当業界では、横断品質表示基準では決められない名称、調理方法及び表示禁止事項）が出来ていると自負しております。このことは、乾めん業界としては、個別品質表示基準があることで、乾めんの正しい情報、文化等の提供を行い、消費者等の商品選択に資していると思っております。どうぞ、乾めん類品質表示基準の継続をお願いいたします。
- ② 個別品質表示基準の無修正による継続が無理であれば、当業界としては、名称(用語の定義)を残していただきたい。乾めんには、その製めん方法に乾めん類（機械製）と手延べとがあります。よって、乾めん類品質表示基準が廃止となれば、乾めん類（機械製）に手延べの文言が使われ、消費者の不利益(経済的不利益等)になる恐れが十分に考えられます。よって、継続をお願いいたします。
- ③ 今一つ、表示禁止事項を残していただきたい。伝統食品である乾めん類の商品名には、産地表示(例えば、讃岐うどん、信州そば等)が多くあります。信州そばを例にいたしますと、長野県内で製めんした場合は、信州そばで問題ありませんが、長野県外で製めんし、信州そばと表示することは、やはり、消費者から産地名への不信感を煽かねません。産地保護（地域文化の育成等）、消費者への正しい情報(虚偽表示の防止など)の提供ということから、継続をお願いいたします。

従って、当業界では、表示については、乾めん類（個別）品質表示基準をよりどころとして、今日に至っております。万が一、乾めん類品質表示基準が廃止となれば、今日まで、競争規約の導入を阻止（タテ割れ行政による法律の混乱を避けるため）をして参りましたが、乾めん類品質表示基準の廃止となれば、当然、競争規約の導

入の声がかかることが十分考えられます。しかし、当業界では、競争規約の導入は視野には入っておらず、あくまでも農林水産省の乾めん類品質表示基準だけを考えております。その理由は、前述のとおり、かえって混乱を招くことは必死と考えるからです。切に、表示の法律は、品質表示基準への1本化が望ましいと考えております。

そこで、重ねてのお願いですが、個別品質表示基準のある業界に対しては、全体でなく、個々のそれぞれの業界の事情、環境等が異なることもありますので、個別に時間をかけて意見等聞く場を設けていただきたくお願いします。

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

平成16年8月27日

伊藤食品株式会社
静岡県清水市幸町2-3-7
伊藤食品株式会社

「JAS 制度のあり方検討会、中間取りまとめ」に対する意見・要望について

拝啓

貴省、益々御清栄の段大慶に存じ上げます。
毎度格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

陳者

標題について、下記のとおり、登録格付機関等による I 種格付け制度の存続を強く要望致しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

- (1) 国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおり JAS 法で手当てするからの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第 I 種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行っています。)

しかるにこの度、「I 種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、I 種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまいます。

中間取りまとめ (案) の P.14 に、「生産行程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付を行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されておりますが、弊社が加入しております団体は、常勤・非常勤の役職員数が僅か数名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られており伺っておりますが、もし仮に I 種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなります。よって、なにとぞ、従来どおり、I 種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

敬具

JAS 制度のあり方検討会「中間取りまとめ」に対する意見

社団法人 全国トマト工業会
社団法人 日本ソース工業会

(1) 「標準規格」と「特色規格」について

今回の中間取りまとめの中で、新たに標準・特色規格というものが検討されているが、考え方が明確にされていないため理解しがたい。

長年にわたり、今日の JAS 制度が普及定着しており、かつ、5 年ごとに現状にあった見直しを行っており、なんら問題なく運用されている中で、非常にわかりにくく逆に消費者が混乱するのではないか。

(2) 個別品質表示基準の廃止について

個別品質表示基準の廃止が検討されているが、これこそまったく理解できない。
現在、数多くの食品に品質表示基準が制定されており表示のルールが確立されている。
これを廃止すれば市場はもちろん消費者にとっても商品選択の妨げになることは目に見えている。

この考えを強行すれば、公取の表示規約により従来を表示基準を堅持していきたい。

また、表示規約を制定していない業界も表示規約を制定し業界の自主ルールを確立する動きが加速することとなる。そうなった場合は、農水省の表示に対する権威は低下することは避けられない。

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

平成 16 年 8 月 30 日

日本農産物加工工業組合
東京都中央区日本橋 3-11-6

「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」についての意見

登録格付機関等による第一種格付制度について

平成 16 年 7 月に発表された、「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」によると、現在の枠組みにおける第 1 種格付の制度を廃止することが適当である。との対応方向が示されています。

このことは、次の点から問題があり再考すべきと思います。

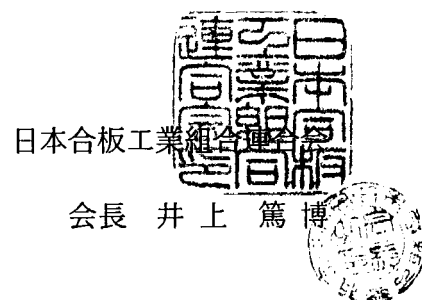
- ① ・輸出缶詰等については平成 8 年まで輸出検査法に基づき、指定検査機関が輸出検査を実施、輸入国側から Inspection Certificate 等の要求がある場合は、指定検査機関が証明書を発行していた。しかし平成 9 年輸出検査法が廃止されたため、輸出缶詰において、前述の証明書の発行・取得が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS 第 1 種格付検査を行い、JAS 基準に適合したものについては登録格付機関より証明書の発行を受けることができる事になり、現在に至っている。
・缶詰の輸出において、輸入国サイドから品質証明書等の要求がある場合、第 1 種格付制度が廃止された場合、証明書の取得が取れなくなり輸出が危機に迫いやられることになる。
- ② 国内流通についても、学校給食用など JAS 基準が入札条件となっている物あり、現に第 1 種格付検査を受けて納品している缶詰もある。

以上のことから現行の第 1 種格付制度を存続し、輸出・国内の商取引に支障をきたさないよう、御配慮をお願い致します。

以上

平成 16 年 8 月 30 日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
企画調整係 御中



日本合板工業組合連合会

会長 井上 篤博

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-17-3
(虎ノ門 12 森ビル)
電 話 : 03-3591-9246
F A X : 03-3591-9240

JAS 制度のあり方検討会中間取りまとめ に対する意見の提出について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本会は、近年、林産物消費のあり方等が国民生活において一段とその緊要性が高まってきている中で、JAS 制度の徹底並びに国産 JAS 格付け合板の普及に努めて参ったところですが、また、合板に対する品質表示基準制度の導入について、関係当局にご要請をさせていただいてきたところです。

このような中で、この度、新たな JAS 制度のあり方についての真摯なご検討を重ねられ、充実した「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」を公表されましたことについて、深く敬意を表するとともに、このことについての意見を下記の通り提出する次第です。
今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 循環型社会の形成に当たって、林産物がくらしの中で重要な役割を担っていることから、現行法第 2 条を改正し、林産物を本則に規定すること。
2. JAS 制度のあり方検討会開催要領の趣旨並びに検討内容から、中間取りまとめの副題を「食とくらしの安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して」に変更すること。

3. 合板等の林産物においても、まがい物が流通していることから、中間取りまとめ 3 頁の「(1)品質表示基準により、飲食料品に関して」を「(1)品質表示基準により、
「飲食料品及び合板に関して」に修正すること。
4. 性能表示が重要視されている合板等の林産物において、表示性能を確認する必要があることから、中間取りまとめ 14 頁の 4(1)対応方向の「少なくとも認定時及び
監査時に」を「少なくとも認定時及び監査時並びに輸入 JAS 品目を随時に」に修正すること。
5. 中間取りまとめ 17 頁の「対応方向」の記述趣旨に、合板も該当するものとする
こと。
6. 中間取りまとめ 21 頁の(1)の「対応方向」の「食品表示の現場において」を「JAS
品目表示の現場において」に修正すること。

(以上)

J A S 制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

これまで8回にわたり開催された「J A S 制度あり方検討会」における検討の結果として示された「中間取りまとめ」に対して、国産畳表の産地及びいぐさ・畳表の生産者団体として、下記のとおり意見を提出致します。

今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、寄せられた意見についても再考のうえ、最終報告書の取りまとめに反映いただきますようお願い申し上げます。

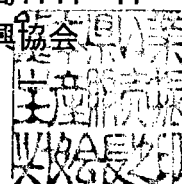
記

- 1 農産物である畳表は、生産者が収穫したいぐさを茎の長さや品質等に応じて、様々な規格・種類の製品を加工しており、特定の規格品だけを大量かつ専門的に製造することはありません。また、生産者の技術水準にも幅があるため、生産された製品の品質が大きく異なり、食品等の工業生産品と同一に取り扱うのは困難であるため、最終製品を検査する1種格付を存続していただきたい。
- 2 現在、J A S 格付表示シール等の偽造で書類送検された流通業者等が多数あることから、万一、1種格付を廃止して認証制度へ移行された場合、流通業者による不正な自己格付が横行することが予想されます。つきましては、あらかじめ登録要件や認定基準等において、登録認定機関が認定事業者として不適格な者を認定することができないよう定めていただきたい。
- 3 これまで、中国から輸出されていた畳表には着色剤や基準を満たさない経糸が使用されており、明らかにJ A S 規格に反する生産が行われている現在、外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃された場合、生産工程を改善していない工場等まで認定事業者認定することが予想されます。つきましては、中国における生産実態に問題がないと判断されるまで、登録外国認定機関の審査を留保していただきたい。

熊本県八代郡竜北町鹿島1144-11

熊本県い業生産販売振興協会

会長 坂 井 欣



JAS制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

これまで8回にわたり開催された「JAS制度あり方検討会」における検討の結果として示された「中間取りまとめ」に対して、熊本県内で畳表の自主検査を専門に行っており、熊本県からはJAS格付表示の業務を受託している検査実施機関として、下記のとおり意見を提出致します。

今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、寄せられた意見についても再考のうえ、最終報告書の取りまとめに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 農産物である畳表は、原材料や加工技術の違いによって製品の品質が大きく異なり、市場等から集めた製品を1ロットとして抽出した検査では規格不適合品が流通する可能性が残るため、全ての製品を対象に検査することによりI種格付を存続していただきたい。

なお、全量検査の実施にあたっては、検査機関並びに産地体制の整備が必要になるため、一定期間の猶予をいただきたい。

- 2 畳表については、JAS格付表示シールの偽造など不正行為で摘発された流通業者及び従業員がいることから、I種格付を廃止して認証制度へ移行する場合、検査員を認定事業者の行う一般業務等から完全に独立させ、利害関係等に起因した不正な自己格付が行われないよう定めていただきたい。

また、検査員の資格として、実務経験や鑑別能力に係る客観的基準等を定め、これを遵守して適正な自己格付が行われるよう、国が認定事業者並びに検査員の監督・指導等を行っていただきたい。

- 3 中国においては、JAS規格不適合であることは明白であるにもかかわらず着色剤や基準を満たさない経糸を使用した畳表が生産されてきたことから、外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃された場合、登録外国認定機関が不適格な生産工場等を認定事業者認定する恐れがあるため、定められた認定基準等を遵守し、認定事業者の監査を適正に行っているか、厳格な監督・指導等を行っていただきたい。

また、登録外国認定機関の監督にあたっては、当該機関が認定した事業者の行う自己格付が適正であるかの確認を重点的に実施していただきたい。

熊本県八代郡千丁町新牟田 181

熊本県い業協同組合

理事長 久保田 壽



農産第737号
平成16年8月27日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課長 様

熊本県農政部農産課



JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見の提出につ
いて（送付）

平成16年7月1日付けで募集がありましたこのことについて、JAS法第
14条に基づき条例を定めて畳表の格付を行っている熊本県として、別紙のと
おり意見を提出致します。

なお、今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、
最終報告書の取りまとめに提出した意見を反映いただきますようお願い申し上
げます。

J A S 制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

1 I 種格付の存続について

農産物である畳表は、食品等の工業生産品とは異なり、原材料や加工技術の違いによって製品の品質が大きく左右されることから、最終製品を検査する I 種格付を存続していただきたい。

なお、次のとおり中間取りまとめで指摘されている課題については、それぞれ必要な対応を行うことにより、I 種格付の存続に支障は生じないものとする。

- ① 生産工程の把握が不可能な I 種格付では、必ずしも的確に格付を行うことができないとされているが、事業者に対して生産工程を掌握のうえ格付を申請する義務を課すことにより対処可能である。
- ② I 種格付においては、仮に格付後に問題が生じても、格付を申請した事業者の責任が問われることがないとされているが、製品に起因する問題に係る事業者の責任について法律に明記することにより対処可能である。
- ③ 規格不適合品が含まれている製品の格付が申請され、サンプリング検査の結果、格付に合格してしまい、J A S 規格不適合品の流通が放置されてしまう可能性があるとしているが、サンプリング検査と違って問題が発生しない全量検査を行うことにより対処可能である。

2 認証制度移行に伴う留意点について（I 種格付が廃止される場合に限定した意見）

- 1) J A S 格付表示に係る不正行為が多発している畳表流通業界の実態を考慮し、適正な自己格付が行われるよう認定基準・検査方法を厳格に定めるとともに、認定事業者に対しては登録認定機関による監査に留まらず国による監視・指導等を行っていただきたい。

なお、登録認定機関の監査においては、書類検査はもとより、実際に格付された製品が規格に適合しているか確認することを義務付けていただきたい。

- 2) 登録認定機関の登録要件として引用される I S O ガイド 6 5 には、畳表の規格等に関する専門的な製品認証は含まれていないが、事業者の認定や監査において欠くことのできない事項であり、登録時の審査に係る要件として追加していただきたい。

- 3) 外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃される場合、規格に反する生産実態を放置したままで同国内の工場等を認定事業者として認定する恐れがあり、法に基づく罰則適用が困難な登録外国認定機関の審査及び監督については国内より一層厳格にしていきたい。

なお、登録外国認定機関が行う事業者の認定及び監査等、外国の認定事業者が行う自己格付について、作成・保存が義務付けられた記録・書類等は、監督・指導並びに情報開示に支障のないよう日本語による記載（併記を含む）を義務付けていただきたい。

- 4) I 種格付から認証制度へ移行した当初は、制度変更に伴う混乱が生じ、J A S 格付品に対する消費者等の信頼を損なうことがないように、当分の間は登録認定機関による監査間隔の短縮及び国による監視・指導等体制の強化等の措置を行っていただきたい。



地方市場における JAS マークの実体

醤油は、日本各地の自然や気候、またその地の産物にふさわしいように成長してきた地域食品であります。

醤油と JAS 法が融合しないのは、自家製造から出発して長い時代を経ながらつくり上げた醤油の地方色を、無理に規格化しようとするからであります。

したがってスーパーマーケットなどの大型店が販売している大手、準大手メーカーの「本醸造特級品」は同じ売場に並ぶ地元製品の半値以下ですから、安物のイメージを与え易い JAS マークを外したのは正解だった、と結論しております。

		特売価格	安売り価格	地元醤油の価格
1 㬔入り	JAS 特級	1 9 8 円	1 0 0 ～ 1 6 0 円	3 2 0 ～ 3 9 8 円
1.8 㬔入り	JAS 特級	3 9 8 円	2 4 0 ～ 2 9 0 円	5 5 0 ～ 8 0 0 円

一方、銘柄数を推定すると、JAS 認定工場でマークを外したものの、非認定工場、員外製造業者、農協、固有記号を使う販売者のもの、そのほか自家製造醤油が未だ多量にありますから、(JAS マーク入りの醤油が仮に 3 千点あるとして) マーク無しの醤油は 10 万点を遥かに超えて食卓に存在しています。

しかし、マークの有無に拘わらず醤油と名がつけば法の適用に遭い、長年使用してきた通称を取り上げられ、製造呼称の差別を受けてしまい(或る地方で人気の醤油でも、都会や他の地方で販売される事例はほとんどないほど、その特色は極めて地域限定的なものであるのに)消費者が銘柄指名を失うような文言規制をなぜ厳しくするでしょう。

世界的にも、豊かな文言表現は醸造物の歴史であり文化です。

いま、品名を「加工品」などと換えながらも醤油を守ろうとしている私達からみれば、JAS は一体誰のため? 大手メーカー? 業界団体? お役人? ……だが消費者のためではない事は市場の実体が明らかに証明しているのに、なぜ筋違いな見直しを大事そうに重ね、地方の味や伝統の良さを壊し、小規模業者を追出し、殺風景な業界に導こうとするのか、どうしても納得出来ないのです。

JAS 法を維持しなければならないのでしたら、適用は JAS マークだけにしてください。

JAS 制度のあり方検討会 殿

平成 16 年 8 月 10 日

長野県醤油工業協同組合連合会

「醤油と JAS」についての意見

この度は貴重なご指摘を給わりまして、誠に有難く存じております。
配布頂きました「中間とりまとめ」資料により、県下の認定工場に意見を求めた結果を報告いたします。

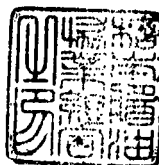
（なお、長野県の JAS 認定工場は辞退者続出し現在は県下業者の 5 % にあたる 4 工場が残るのみになっております）

今回の「あり方検討会」（第 2 回目）資料、8 ページにあるご指摘は、まさに醤油のためになされたもののようでありますから各事項をそのまま引用させていただきます。

- ① 現行の醤油のほとんどは JAS の期待する品質を超えております。
また、「窒素の量さえ多ければ美味しい」とする等級格付けは間違っていますから「標準規格」そのものが最初から無意味でありました。
（JAS 発足以来、「標準」や「上級」「特級」を購入の決め手にした消費者が本当に居たのでしょうか。）
- ② 趣向性や地方色、及び習慣性が強い商品であるからこそ、千数百の業者が全国に散在いたすのであります。
それら 1 ッ 1 ッを統一的な尺度で「特色規格」としたり、また整頓しようとする事は不可能である上、おおきな間違いであります。

又、次に指摘されている事項について

- ① 醤油の生産量は、120 万 kl から 90 万 kl 台へと継続的に減少して参っております。
- ② 消費者は日頃愛用しているものを購入して、あれこれ銘柄を代える事は致しませんから「JAS マークのスタンダードな機能」は醤油については認められず、また業務筋からも「マークを選択の手段にした」と言う話は聞いた事ありません。
- ③ 「標準規格」化は、消費者の「嗜好」や「地方色」、そして「故郷の味」までも拒み、ひいては「日本の食文化」をも否定することになります。
原料、製法の相違はあっても味噌と同様、醤油も豊かな資質を持つ食品でありますから JAS から除外くださる様ご検討をお願い申し上げます。



本市大字鉾賀5652番地85

松本醬油協業組合

代表理事 林 利 親



長野県駒ヶ根市北町3番15号

伊那醬油株式会社

代表取締役

熊谷 昇



長野県松本市墨江2889番地

株式会社大久保醸造

代表取締役

大久保圭子

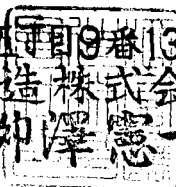


上田市中央五丁目9番13号

酒富醸造株式会社

代表取締役

柳澤憲一郎



JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

登録認定機関の登録における行政の関与のあり方

【対応方向】において ISO ガイドライン 6 5 を適用して、登録基準とすることが適当と考える。しかしながら、この認定機関の状況について審査を行うことになるが、この審査機関として（独）農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）において、ISO ガイドライン 6 1 を取得することとしている。更に 4 JAS 規格の認証に係るその他の課題（2）認定の技術的基準のあり方【現状】及び【対応方向】の項で、認定工場に対し ISO9000 と JAS による審査が別々に行われていることを問題としております。

このことは、別々に行われることが当然のことで、同じ ISO 規格であっても ISO9000 の認証を取得し、他の ISO 認証機関から ISO14000 や現在規格化の準備中である ISO22000 についても同様に審査は別々に行われております。認証した機関が相違する場合においては、当然のことであります。（このことは、日本農林規格協会が ISO9000 の認証機関として食品工場等に対して、認証を実施されておりますが、ISO14000 の認証機関ではないことから、ISO14000 の認証は他の認証機関による審査が行われることとなります。）ISO22000 についても同様のことが言えます。また現在、多くの JAS 工場で認証されている HACCP についても、認証機関が多数存在しており、それぞれ独立した審査を行っております。

ISO ガイドライン 6 5 を適用する場合においても、その手続方法等が明確に示されなければ、形だけの適用になるのではないのでしょうか。

現在、（独）農林水産消費技術センターで「認証機関の審査員に対する監査」を JAS 認定工場に同行し実施されておりますが、同一審査員に対し、管轄センター（複数の場合もあります）の職員が複数の工場で監査されることがあります。

また、監査結果に問題があった場合、是正措置を求めるのは当然のことではありますが、その是正報告の内容について、監査員とその是正措置の審査員が別の担当者であることが多いことから、認定機関の実情がわからないまま是正文書を機械的に求める場合もありえます。これらのことを防止するために、センターには判定委員会が設置されており、判定委員会で十分検討され、そのうえで再監査や是正文書の再提出を求めることになるのではないのでしょうか。

以上のことから、ISO ガイドライン 6 5 の認証機関への適用に当たっては、各認定機関・認定工場の実情を踏まえたうえで、ISO ガイドライン 6 5 の柔軟な適用が必要です。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市:

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

特色規格と標準規格の関係について

中間とりまとめ P4(1)「特色規格」、(2)「標準規格」の関係についてお伺いします。

特色規格では下から 3 行目ただし書きにおいて、「この「特色規格」は、「よいもの」「悪いもの」という一方向の上下関係示すものではなく、・・・」としています。

一方「標準規格」では、その冒頭に「生産、取引又は使用の合理化等を図るため、標準となる定義・品質(品位、成分、性能等)を示した規格」としています。

このことから考えると、「特色規格」からだけでは、その JAS マークがついた製品が、どのような品位、成分、性能等を持つものか、消費者には判断できないことになり、このことを解消するためには、製造業者は「特色規格」と「標準規格」を同時に表示しなければ、消費者の求める情報に応えることができないと思われます。

また、「標準規格」の場合、消費者がある特定のメーカーの特定の商品には、JAS マークがついていることを知っていれば、一度確認した商品について毎回確認することはしないと思います。

ある時、従来 JAS マークついていた商品から JAS マークが消えた場合、規格の廃止に伴うものであっても、消費者は JAS の規格外の原材料使用により格付を辞めたか、検査不合格により付けられなくなったと考えるのが、一般的な見方ではないでしょうか。(現在まで、JAS は「農林水産省が保証したマーク」であるというイメージで説明が消費者に行われていると考えています)。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

1. 登録格付機関等による I 種格付

現在、I 種格付については、品目全体の中では極めて限定的で、その数量の割合もそれほどのもではありませんが、ニーズがあることは事実であると考えます。

しかしながら、I 種格付を受けている事業者のほとんどは、官公需向け製品として製造又は外国で製造したものを輸入しており、その製品に対する責任は、外国製品の場合でも、国内の事業者が、販売者として対応し、その製品に対する責務を持っているのが現状であり、この制度を全面的に廃止すると、中小零細の食品工場が、JAS 格付を受ける道が閉ざされてしまうことになります。

現状の中で述べられている「JAS 規格不適合品の使用があった場合」については、その原材料が表示されていなければ、格付申請者が品質表示基準違反又は食品衛生法違反等でその責を負うことになるように制度を変更することで解決されます。

また、対応策で述べている「今後は、製品の原材料及び製法等の生産工程を把握・管理できる事業者が登録認定機関による認定を受けたうえで格付を受ける制度・・・」を検討すべきであるとしていますが、中小零細の食品工場が認定を受けるのは極めて困難であり、輸入品については、輸入者が工場である場合は少なく、製造設備等が無い商社等が行っているのが現状であります。

これらのことから、I 種格付を廃止するのではなく(独)農林水産消費技術センターにおいてその格付時に、表示項目等について疑いのある製品については確認・分析を行うことで解消できるものと考えられます。

JAS 制度のあり方検討会 中間とりまとめに対する意見

住 所 横浜市

氏 名 藤嶋 篤

職 業 会社員

JAS マークのあり方 (P6) について

【現状】の認識があまりにも農林水産省の偏った、身勝手な考え方であると思われます。

(1) 製品の目立たないところに付されている場合が多く、認知度が低いことについて

品目によって若干の違いがありますが、JAS マークは比較的目標場所に付されている商品が多いものです。委員の皆様方が、非常にご多忙であるとは承知しておりますが、農林水産省の地下の小売店で JAS 格付製品について、JAS マークが目立たない場所なのか確認をしていただきたい。また、目標場所とは「どのような場所」をさすのかお示しいただきたいと思います。

(2) ほとんどの JAS マークがロゴマークのみの表示であり、(以下省略) について

この JAS マークの様式は、農林水産省が過去に消費者向けの JAS 制度を始めるときに作成したものであり、認証機関が記載されているものは、格付機関が 1 種の商品に複数存在していることからその機関名を記載した経緯があり、第三者認証により担保されていることが伝わっていないことから、認証機関名の記載が必要であるならば、第三者認証の制度に変更した前回の JAS 法改正時、若しくはそれ以前に検討されるべき事項であります。

また、消費者にとっては JAS により品質が保証されているならば、その認証機関名の必要性はないものと考えられます。

(3) JAS 適合品を原材料として使用しても、その旨を最終製品に表示している例が少ないことについて

現在、農林物資規格調査会において規格改正の検討を進めている中では、農林水産省の指導により、「規格の中に存在した JAS 適合品又はその同等品を使用すること」が記載されている事項について、全品目共通して削除の方向で進められております。つまり、JAS 適合品又はその同等品の使用の義務的な部分が削除されるため、「(3) JAS 適合品の使用についてその旨を最終製品に表示する製品」はさらに減少することになると思われます。

あり方検討会での検討事項ではありませんが、農林水産省の指導方向が矛盾しているのではないかと思います。

本来、これらが農林水産省の現状認識であるとすれば、JAS 法の廃止を検討すべきであると思われます。

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

(法人の場合)

会社名	(匿名の希望 有・無)
住 所	

(個人の場合)

住 所	大阪市				
氏 名	松田 豊次 (匿名の希望 有・無)				
性 別		年 令	歳	職 業	団体職員
ご意見・ご要望					
1. JAS認定工場の経費について					
中間報告書において「JAS規格の在り方」において記述されていますが、も					
っとも強く要望するところは、(1)JASの権威を高める(JAS製品価格の					
製品価格で差別化ができること)ことの構築であります。					
認定工場の維持経費が製品原価に占める割合は、零細企業にとっては小さくな					
く、それを商品価格での回収が困難である。もっぱら自社の利益の中から捻出					
されている。そこで (2) 合板検査会の経費軽減に最善の方策をお願いします					
2. 第1種格付制度のに伴う登録認定機関制度について					
第1種格付制度の廃止による零細メーカーの救済手段として認定事業者の範囲					
を制定することとなっていますが、特に、生産者グループによる格付制度につ					
いては、次の点についての配慮をお願いしたい。					
(1) 現行の第1種格付制度の問題となった点は、発注から納品までの余裕がな					
い事がネックとなり利用できなかったのが実情である。					

新JAS制度への移行にあたっては、現在の商況の実情に照らして、利用しやすくすることが最も重要なことと思考します。迅速な格付け、低廉な費用、良好な品質確保が実現できるような格付制度を実現し、認定工場の取得ができない零細メーカーの救済をお願いします。

(2) 化粧合板は、非ホルム化、難剥離化などが必要欠くべからざる要件であるこれらの条件を満足させるための検査方法、検査機器の開発等に着手して頂きたい。

(3) 自己格付制度の発足と併せて事後チェック制度がスタートしますが、メーカーにとって事後チェックの結果はより深刻なダメージを覚悟しなければならぬ。それだけに物づくりに真剣な取り組みが期待されるが、事後チェック制度の検討にあたっては企業の命運がかかっている点の配慮をお願いします。

3. JAS制度における林産物の扱いについて

林産物は、工場生産と異なり生育環境に影響をうけ、加工品となっても環境保全に大きな存在感を持っています。製造にあっても大規模化、大量生産になじみにくい製品特性である。環境保全資材であることによる特例的な扱いができないものでしょうか。

以上

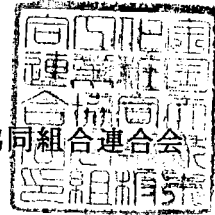


32

平成16年8月30日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 様

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会



J A S制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見について

このことについて、別紙の通り提出します。

平成16年8月30日

東京都港区西新橋2丁目13番7号(ササキビル)
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

JAS制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見について

このことについて、次の通り意見等を申し述べます。

1 Ⅲの3「登録格付機関等によるⅠ種格付」関連して

- (1) Ⅰ種格付制度については、基本的には廃止の方向が示されていますが、この制度を利用して営業活動している業者は零細であることを踏まえ、十分慎重に対応願います。
- (2) 事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、製造業者を構成員とする団体も認定可能とする、との考えが示されていますが、協同組合及びその連合会も含まれるよう検討願います。
- (3) また、現行の認定の技術的基準、検査方法等の取り扱いと異なる別の制度の創設を検討しているのでしょうか？

2 Ⅲの1の(1)に関連して

- (1) 現在の登録認定機関以外の組織が登録認定機関の登録基準を満たしていると判断される場合には、単に「届出」を行えば資格を取得出来ると理解してよろしいのでしょうか？

以 上

平成 16 年 8 月 30 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課
JAS 制度のあり方検討会事務局 殿

社団法人全国木材組合連合会
阿 部 庄 吾

農林水産省が発表した「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ ～食の安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して～」のパブリックコメントについて

1. 中間取りまとめのサブタイトルである、～食の安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して～は、農林物資である包括的な意味でなく、食品のみに限定した表現と受けとられかねないことから、「～食の安全・安心・・・・～」を、「食の安全・安心及び農林産物の品質の適正評価に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して」若しくは「食の安全・安心・・・・～」を「農林物資の安全安心・・・・～」等とすることをご検討をねがいます。

(社) 全国木材組合連合会 所在地
東京都千代田区永田町 2 丁目 4－3
永田町ビル 6 階

平成16年8月31日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課 企画調整係 御中

東京都新宿区四谷3-4 エフビル

日本スープ協会 専務理事 上水流忠

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見等の提出について

拝啓 当協会の運営に当たりましては格別のご指導等を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、下記のとおり、会員からの主な質問・意見等を提出しますので、よろしく願い申し上げます。

記

1. 「特色規格」と「標準規格」の区分等について

(1)食品製造各社はそれぞれの食品について、新製品の開発・普及に努力しているが、現段階においては業界全体として特色のあるものとして消費者にアピールし、普及に努めるべき品質・生産プロセスを明確化した製品は殆んど見られず、「特色規格」として認定を希望できるものは極めて少ないのではないかと意見が多い。

また、特徴のある食品は各社の自由な競争のなかで生れるものであり、それをJAS規格として認定する必要性が必ずしも理解できないとの意見もある。

(2)「特色規格」は標準的なものと対比して位置付けられるものと考えてるが、例えば、現行の「標準規格」の内容の区分として、一定の品質・生産流通プロセス等の区分を追加した場合も「特色規格」といえるのか。

(3)既存の品目別JAS規格は殆んど「標準規格」と考えるが、今後は特例的な「標準規格」を除き廃止を検討する内容とされているが、将来的には可能な限り標準規格は廃止すると考えているのか。

2. JAS規格見直しの基準について

(1)「なお、廃止の要件に該当する規格について、明確かつ合理的な根拠を説明できるものに限り、存続を検討する。(P9)」と記述されているが、「特色規格」あるいは「標準規格」として存続すべき根拠が示せない場合が廃止の要件に該当する規格であり、「根拠を説明できるもの」との記述は矛盾するのではないと思われるが、具体的にはどのような場合が該当するのか。

(2)「原材料リストや数値基準は簡素化を図る。(P8)」とされているが、その理由及び具体的な例を示してほしい。

3. 品質表示基準のあり方について

「個別品目の品質表示基準は、原則として廃止を検討すべき」と記述されているが、品目の定義は食品の分類を明確にするものであり、一般名称とした場合は、長期的に考えると混乱することとも予想されること等から可能な限り存続されるよう要望する。

以上

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見

当地能代は、張天井板（JAS上の製品名は天然木化粧合板）の生産においては、全国屈指の産地であり、私も、僅かばかりの生産量ではありますが、誇りと自負を持って約16年間この業に携わってきました。

さて、今般の「JAS中間とりまとめ」を拝見するところ、1種格付制度は廃止の方向との由。商いをしておりまして、一番大切なのは、しっかりした品質の商品をお客様に提供することと思っています。これは業種を問わず未来永劫変わらぬ真理で、JAS制度は客観的に品質評価を行うことができる必要不可欠な制度と認識しています。ただ、私のところのような零細企業では、JAS認定工場になるために必要な試験機器を設備したり、また、所要の有資格者を全て配する余裕はとうていありません。ですから、1種格付制度は是非ともなくてはならない制度であり、制度の存続を強く要望します。

また、「JAS中間とりまとめ」では、1種格付に替わる制度として、製造業者を構成員とする団体を組織し、その団体が事業者認定を受けて格付を行うことができる方向が示されていますが、この部分についてはあまりにも抽象的で、具体性・現実性がなく大きな不安を覚えるとともに、判断の材料としては極めて乏しいものと落胆しています。例えば、団体とは法人団体なのか、それとも任意団体でもいいのか、個々の企業の機械設備、製造方法がそれぞれ違うのにそれを一本化して本当に認定を受けることができるのか。また、団体の構成会社の一部からJAS不適合品が生産・出荷等された場合、構成他社への迷惑・損害は甚大であり、結果として団体としてまとまるのは現実的にはかなり無理があるのではないかと、等々です。従って、もっと具体性のある意見の取りまとめをすべきではないかと思われます。（中間報告書の体裁も、活字がびっしり並べられていて非常に目を通しにくいです。）

今秋には、とりまとめの最終報告を予定しているようですが、これほどの大幅改正です。委員の皆さん、農水省の担当官には、はじめに改正のタイムスケジュールありきではなく、生産者の立場に立った親身の議論をお願いします。

平成16年8月30日

JAS制度のあり方検討会中間まとめに対する意見

広島県竹原市忠海中町1-1-25

アヲハタ株式会社

- ① 日本は多くの加工食品を東南アジア諸国で、製造・輸入しています。消費者団体だけでなく、専門家である業界の意見も広く参考にして戴き、これらの国々に対して模範となるようなJAS規格として、残すべきと考えます。
- ② 国際規格に照らしたJAS規格の見直しを行なっていますが、安易にハーモニゼーションを進めるのではなく、従来からの良いJAS規格は業界とも相談しながら残すべきと考えます。
例えば果汁のJAS規格は業界の反対を押し切って国際規格に準じて改正され、アミノ態窒素、灰分などを撤廃した為、JASマークを付した偽果汁が出まわる結果となってしまいました。
- ③ 個別品目の品質表示基準における「名称」の定義廃止につきましては、「一般名称ルール」「一般誤認防止ルール」が明文化されておらず、各製造者の判断で名称表示をするようになれば、消費者の期待に応えるべき名称と中身が共通認識にならず混乱を招くと考えます。従いまして、個別品目の品質表示基準も残すべきと考えます。

37

平成16年8月31日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 様

(有)一木商会 他15社

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

このことについて別紙の通りご報告申し上げます。

JAS制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見書

平成16年8月31日

- ① JAS認定工場を取得したくて、登録認定機関へ説明を聞きに行きました。弊社の場合、認定を取得するには、設備の改善や機械の購入などで数千万円ほどかかるようです。また専門知識を有する人材を二人以上増員する必要があるが生じ、登録認定機関へ払う費用、試験体提出にかかる費用も月々数十万円ほどかかるようです。これでは工場をととも維持していきません。また、取得用の資料の作成にしても、相当の知識を有する専門家が数ヶ月かけて取り組まなければならないもので、私はもとより、私の身近にもそのような人材はおらず認定取得を断念しました。化粧板業界は、中小企業、零細企業で成り立っており、大手企業であってもOEMで零細企業の力を必要としています。しかし、ほとんどの企業が認定工場になりたくてもなれないのが現状です。
- ② 8社でJAS認定を取得し、登録認定機関の二人の方に検査に来ていただくのに、交通費日当として、1回12万円を支払う場合、1社あたり1万5千円ではなく、1社12万円、総額で96万円支払わなければならないでしょうか。
- ③ JAS認定工場をJAS認定業者にし、製造業者以外の者でもJAS認定業者として登録できるようになるようですが、現在の厳しい試験義務、試験体提出などの制度はどうなるのでしょうか。
- ④ F☆☆☆☆が人間の体に優しいということは、虫にとっても同じであり、納品後の虫害のクレームが急増しています。化粧合板の製造にあたって、原材料として購入した普通合板にもともと混入していた虫であるにもかかわらず、化粧板メーカーが弁償しているのが現状です。責任の所在を含め、何らかの対策をとっていただきたい。
- ⑤ JAS認定書類は、私たちにとって複雑で量の多いものでとても対応できません。せめて書き方のモデルがあれば助かるのですが。
- ⑥ JAS認定申請書類の書き方にミスが出た場合、指摘はしてもらえますが、直し方までは教えてもらえません。公的機関の立場上理由はわかりますが、もう少し柔軟な対応が望まれます。

静岡県志太郡岡部町岡部1511-5	(有)一木商会
静岡市手越118	㈱うさみ
静岡県藤枝市仮宿1602-1	江間特殊工芸
静岡県田方郡函南町塚本215	㈱大川銘木
静岡市井宮町209	㈱きんぱら
静岡市中原345-1	(有)駿河突板店
静岡県藤枝市仮宿1560	高草銘奎
静岡市清水興津中町1378-3	(有)タカハシウッド
静岡市宮竹2-2-7	武田木材㈱
静岡県藤枝市水守459-1	(有)田野特殊合板
静岡県榛原郡榛原町細江190-10	榛南銘奎
静岡市津島町8-8	深城単板工業㈱
静岡市田町4-1	㈱宮城突板店
静岡市北丸子2-16-3	マリコ突板
静岡市中島2948	奎屋
静岡市牧ヶ谷2366	(有)山崎商事

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

住所 横浜市

氏名 森川徹

職業 団体職員

	意 見
I 検討に当たった基本的視点	①「消費者の視点」、「消費者のニーズ」とあるが、消費者の視点、ニーズは、どのようにして把握するのか。 ②「食育」は配慮しているのか。
II JAS規格のあり方	4 頁 【対応方向】 「また、個々の・・・・・・廃止することを検討することとする。」 ①既存のJAS規格を、評価すべきではないか。 ②日本の食文化を守るための規格は残す方針があつて良い。 伝統食品（凍り豆腐）、日本固有の食品（魚肉ハムソーセージ）の規格は、ただ見直し基準の数値だけで廃止された。
IV 品質表示基準のあり方	16 頁 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合 【対応方向】 標準規格による名称の標準化は、食品衛生法との整合性をとること。（厚生省通知昭和54年11月8日環食第299号） 20 頁 表示規制の対象の拡大 【対応方向】 ①3頁の（1）基本的考え「最低限の伝えるべき情報」で良い。 多く書くことが、消費者のためか。 ②チラシを品質表示基準の対象にするのは、JAS法の世界なのか。 統一食品法を推進すべきではないか。

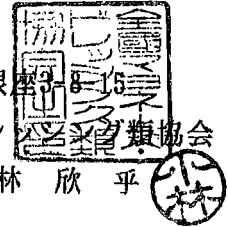
平成16年8月30日

「JAS制度のあり方検討会 中間
とりまとめ(案)」に対する意見

〒104-0061 中央区銀座3-8-15

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会

専務理事 小林 欣乎



1. JAS規格のコンセプトの明確化等について

JAS規格の趣旨・内容を分かりやすくするために、「特色規格」又は「標準規格」を設けることが本案の趣旨の1つであるが、「特色規格」及び「標準規格」の要件が必ずしも明確でないため、逆にJAS規格のコンセプトを不明確にしており、また、制度改正必要性の根拠を薄弱にしている。

このほか、現行規格に存在する「等級別規格」等の他の要素を直ちに切り捨ててよいものか疑問であり、整理して残すことも検討すべきである。

2. 規格の要件等について

(1) 本案の標準規格にどのような品目が該当するのか曖昧であり、よく分からない。当協会は、「標準規格」に該当する品目としてどのようなものがあるか例示するとともに、マヨネーズ・ドレッシングが標準規格に該当するか否か明らかにして欲しい旨口頭で何回か要望してきたが、これを示すことは困難であるという回答を得ている。また、第4回検討会において、座長は、「スタンダード、エクセレンスの論議については、次回、事務局から、具体的な品目を例にあげて、このように変えていきたいというイメージを示していただきたい。」と要請しているにも拘らず、事務局は、具体的な品目を呈示していない。

「標準規格」を設けたいのであれば、もっと具体的にイメージできるような要件を設定すべきである。

(2) マヨネーズについては、数年前にCODEX国際規格の制定が検討された経緯がある。

将来、マヨネーズ・ドレッシングのCODEX国際規格の制定が問題となった場合、JAS規格がないとわが国として意見を申し述べる根拠がなくなる。

また、海外諸国において規格が定められている品目は、規格の必要性が多くの国に於いて認められている証拠であるから、このような品目については当然標準規格に該当するものとして指定すべきである。

言い替えば、「CODEX規格がある品目、または海外の多数の国において規格が定められている品目」などは、「標準規格」に該当するように要件を追加するか

改めるべきである。

- (3) これ迄の議論の経緯を見ると、「特色規格」を原則とし、「標準規格」を例外扱いとしているが、このような考え方が一般消費者に理解されるとは考えられない。むしろ、「標準規格」を原則とし、「標準規格」を差別化したものを「特色規格」とすべきであるとする。

3. 名称規制の緩和について

これまでの検討の経緯をみると、はちみつを使用した場合、「マヨネーズ」の名称は現行品質表示基準では不可であることなどを例示し、これを理由に品質表示基準を撤廃し、名称規制を緩和しようとしている。

しかし、名称規制を緩和するためには品質表示基準における定義の改正という方法もあるので、直ちに品質基準の撤廃に結び付けるのは余り短絡的思考である。

また、品質表示基準を廃止しても、必要な場合は標準規格に一般的な名称の抛り所を求めることとしているが、品質表示基準とJAS規格の品目の定義は原則として同一であるから、定義を変更しない限り、このような方法によっても名称規制の緩和とはならず、単に品質表示基準の罰則規定が適用されないだけである。

事務当局の意図が、出鱈目の名称を表示しても罰則を適用したくないというのであれば、別である。

なお、わが国のほかEU諸国など海外多数の国において、マヨネーズの原材料としてはちみつは認められていないことを申し添える。

匿名希望

J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見の募集について

消費者にもっとわかりやすくきちんと理解して頂けるような制度になるように変わっていけば、我々の業界にとってもっとメリットのある制度になると思われるので、いろいろと問題はありますが変えていく必要がある。そのためにある程度必要性が見いだせない制度は廃止するべきだと思います。どうしても製造側の立場のみを主張する方が多く消費者不在の話し合いが多いので、我々の業界が製造している製品をもっと消費者の方に広く理解していただく方法などを今までとは違うやり方で広めていかなくてはいけない時期にきています。しかしながら今までしてきた方法では効果がないと思われるので、業界に少々痛みが生じてても消費者の理解（安全性など）して頂けるように J A S 制度がもっと広く理解され天然木化粧合板の最低基準となるべきだと思います。このような事を突き詰めていけば、消費者に安全で良い物を提供できるようになり、ツキ板のシェアをもっと広げることができると思います。

平成16年8月31日

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 15-12

八重洲カトウビル5階

社団法人日本パン工業会

専務理事 小出 健士

性別 年齢

この「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」においてパンのような、JAS規格もなければ当然その認証機関もなく、品質表示基準のみが「パン類品質表示基準」として存在する場合、この「パン類品質表示基準」の制度がなくなるのか、一定の改訂となるのか将来像が明確でなく、きわめてわかりにくい、以下の様な理由によりこの中間とりまとめにおいて廃止することを決めることには反対である。

「パン類品質表示基準」は平成9年に製造年月日から期限表示に日付表示制度が変わる際に制定されましたが、それまでパン類の表示は都道府県及び政令指定都市の条例で規制されていたため、包装したパンのような広域流通する商品にとって、各地で表示規制の方法が異なるのは流通上非常に支障が大きいため、全国統一した表示制度の制定がパン産業にとって不可欠であるとの観点から制定されたものである。

この「パン類品質表示基準」の制定により、製パン業界が全国統一した表示制度の下に表示が行われるようになり、消費者の表示に対する理解と信頼を得られるようになった。

現在「パン類品質表示基準」でパンの定義は、食パン、菓子パン及びパンと分類しており、この分類に従って名称の表示をすることとなっている。この食パン、菓子パンという分類は消費者にとっても分かりやすい分類であり、実際に販売されている多種多様なパン類を大きく分類するにはきわめて優れた分類であり、一般的に消費者にも受け入れられていると思っている。仮に、製パン業者が自分の製品にその特色を現す名称を自由につけた場合には、各社で同じような製品に異なる名称をつけることになる恐れがあり、かえって混乱の元となると思われる。また、製パン業者にとっても、分類名称に一般呼称を用いた場合に、それが消費者に理解されるかどうか迷うことが懸念される。

また農林水産省のパンに関する統計もこの分類とほぼ同じ内容となっており、表には現れないが社会的にも一定の役割を果たしており、「パン類品質表示基準」がなくなると困ることになる。「パン類品質表示基準」に関しては特に改廃すべき事由もなく、そのような評価を聞いたこともない。また表示に関する制度は時間をかけて定着させてきたもので

あり、軽々に改廃すべきではない。

いずれにしても、現在ある品質表示基準制度は、その業界にとって大切な背景も有し、またこれまで積み上げてきた実績も大きいので、簡単に改廃することは問題である。J A S調査会での検討に当たっては関係業界の意見に十分留意するよう中間とりまとめにおいても明記していただきたい。

平成16年8月30日

サントリー株式会社

東京都港区元赤坂1-2-3

ＪＡＳ制度のあり方検討会による「表示規制の対象の拡大の検討」に対するコメント

消費者への適切な情報提供を前提としつつ、仮に通信販売広告全般に規制が行われた場合に生じる問題点を以下列挙いたしました。

■ 広告スペースの問題

- ・広告であるべきであるという表示事項（内容）にもよるが、新聞における広告展開が通信販売の主体であることから、その中で表示を行うことは、制限されたスペース（通常新聞3段・5段程度）で、本来目的とする商品説明や商品ラインナップを紹介するスペースを大幅に圧迫することになる。場合によっては、対応が困難になったり、そのために新聞紙面を余分に確保することにもなる。
- ・上記のような限られたスペースで表示をした場合、現状でも高齢者が多い健康食品通信販売において、既に文字が小さくて読み辛いなどと言われているなか、表示の部分も含め更に読みづらくなり、表示の意味も希薄になる。
- ・テレビを活用した通信販売の場合、限られた時間内の画面で表示を示しても、一瞬のことで実態として意味がなくなる。また、そのために静止画像にて表示を行った場合、新たな媒体コスト増となってしまう。

■ 個別表示と広告との整合性

- ・複数商品をくくる広告表現と個別商品に行う表示は別物であると考えており、項目などの面において全く同じ規制の網をかけるのには無理があると考ええる。例えば、賞味期限のような場合、個々の商品に表示することに意味があり、広告表示との間に整合性の取れないものも出てくる。

■ 通信販売での商品情報提供・消費者保護

広告内容のみでは情報提供に限界があるということで、例えば、消費者が不利益を被らないように以下のような体制や仕組みをとっている場合は配慮すべきと考える。

- ・通信販売広告においては、お客様対応のため必ず電話受付窓口を明記し、商品情報に対する疑問や質問に答えられる体制をとっていることで、お客様が購入前に事前に確認することができる場合。
- ・仮に購入後に正当な品質上の疑義（事前に知っていれば購入しなかった）があれば、購入後にキャンセルすることができることになっている場合。

このように、消費者への適切な商品情報の提供という主旨には賛同いたしますが、「広告一般」に対象を広げるには様々な課題・問題点が考えられるため、「規制対象」「表示項目」については慎重な検討が必要と考えます。

今回の主旨から、「広告一般」というより「商品カタログ」を表示規制対象と考えた場合、購入時に質問・確認等ができない（問合せ先が明記されていない）インターネット販売はその候補と考えられます。インターネットでの販売形式であれば、広告スペースの問題は対応可能であり、ホームページ上のカタログ表示部分をJAS表記規制対象にすることに異論はありません。

以上

平成16年8月31日

「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見書

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9

日本橋三英ビル3階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会
会長 稲森俊



「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「Ⅱ JAS 規格のあり方 4 JAS 規格の制定・見直しの基準への反映」に関する意見

1-1. 「標準規格」に関する意見

(1)意見

「標準規格」における食品添加物の使用制限を撤廃していただきたい。具体的には、「標準規格」の新規制定時及び定期的見直し時の基準に反映していただきたい。

(2)理由

検討会の委員より次のような意見が出された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

①第4回検討会（平成16年1月28日）

食品の多様化には、安全性の確認された食品添加物の貢献が大き。安全性の確認された添加物についてまで、拒絶反応を起こすのは止めて欲しい。

②第7回検討会（平成16年5月19日）

JAS規格の制定・見直しの基準の中で、食品添加物の限定という例示があるが、この部分は「消費者ニーズに対応」だけでよい。

1-2. 「特色規格」に関する意見

(1)意見

有機JAS規格等「特色規格」における食品添加物の使用制限を見直し、有用性・必要性の高いものについては、すべて認めるようにしていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見を踏まえて、食品添加物の使用制限に関する表現が「中間とりまとめ案」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

2. 「Ⅱ JAS 規格のあり方 3 JAS マークのあり方（JAS マークに具体的な内容を付記）」に関する意見

(1)意見

JAS マークに「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を付記することは、適当性

を欠くので差し控えていただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

3.「Ⅱ JAS 規格のあり方 2 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格（1）表示とリンクした JAS 規格」に関する意見

(1)意見

「添加物不使用」等の食品添加物に関する表示を対象とした JAS 規格（表示とリンクした JAS 規格）は、適当性を欠くので制定しないでいただきたい。

(2)理由

検討会の委員より出された意見が認められず、「中間とりまとめ案」から完全に削除されていることを重く受け止めていただきたい。

以上

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 殿

2004年8月30日
日本ミネラルウォーター協会

JAS 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

標記の中間取りまとめ（以下「取りまとめ」という）において、個別品質表示基準を原則として廃止し、また、名称・定義以外の原材料表示等の特例は横断的品質表示基準に整理統合する方向で検討するとされています。しかしながら、現実には消費者に優良誤認を与える可能性が強い事例も少なからず見受けられます。従って上記の中間取りまとめ方針の取り扱いは、十分慎重な対応を要望します。定義・品質に関しては、業界関係者の意見を重視し、また個別の品目の現状を考慮して、その制定については必ずしも例外的なものとはせず、現実的に柔軟に対応すべきであると考えます。

さて、堅調な市場拡大が続いているミネラルウォーター業界の現状および問題点をふまえ現行の「ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）品質表示ガイドライン」（以下ガイドラインという）に準じた名称・品質の標準が特に必要と判断し、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 日本ミネラルウォーター協会としての意見

ミネラルウォーターに関しては、「取りまとめ」で論議されている「重大な誤認」の発生や「まがい物」を防止するため、現行のガイドラインをベースとして所要の修正および追加等を行った上で、新たな品質表示基準が必要である。

2. ミネラルウォーター業界の現状と課題

1) 市場拡大に伴い、より厳正なルールが必要

過去 10 年間の平均的な数量の伸び率は約 15%/年であり、2003 年の金額（国内生産者出荷額ベース）は 1,000 億円を超えている。こうした順調な推移のときこそ、秩序ある公正な競争が行われるための厳正なルールの制定が必要である。

2) 新規参入者へのルール徹底策が重要

全体としての事業者数は減少しつつあると思われる一方、新規参入も多数みられる。新

規参入者には、現行のガイドラインを理解し順守することに混乱が見られるケースが多く、とくに表示については明確なルール of 徹底をはかる体制が必要である。

注) 国内生産者数(推定): 約 400 社/1997 年 → 約 300 社/2003 年

3. 品質表示基準の必要性

現行のガイドラインを含めた何らかの品質表示基準がないと仮定すると、次のような問題点が考えられる。

価格競争やシェア競争の激化で、「重大な誤認」の発生や「まがい物」の横行が懸念される。例えば、水道水をボトルに詰めてナチュラルミネラルウォーターとして販売するような極端な場合や、現行ガイドラインでナチュラルミネラルウォーターにしか認められていない「天然」という用語の乱用などが想定される。現行のガイドラインはこのようなまがいものの横行等に対して、一定の歯止めとなっているものの、ガイドラインの性格上、法的拘束力がなく十分に順守徹底が図られているとは言えない状況である。

4. ミネラルウォーターの品質表示基準のありかた

以上のようなミネラルウォーター業界の現状と問題点をふまえ、消費者が市販のミネラルウォーターを適正な表示に基づいて正しく、的確に取捨選択できるために、名称・定義とともに、それ以外の原材料表示等を含めた品質表示に関する公式の法的ルールが必要であると考ええる。

虚偽誇大広告に対しては「健康増進法」、合理的根拠のない健康優良性の標榜に対しては「景品表示法」による規制が行われているように、従来からミネラルウォーター業界として重視してきた現行のガイドラインを基本に、ミネラルウォーター事業の現状と問題点を検討、加味した修正および追加等を行なって、新たな表示基準として法律化が必要不可欠であると考ええる。

「健康増進法」、「景品表示法」とともに新たに「品質表示基準」が設けられ、3拍子揃うことにより、消費者が安全・安心を確保しつつ適正かつ的確な商品選択が可能になるとともにミネラルウォーター業界の健全な発展が期待できるものと確信する。

以上

連絡先: 日本ミネラルウォーター協会
〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-9-17
藤原ビル五 4階
TEL: 03-3350-9100
FAX: 03-3350-7960

平成 16 年 8 月 31 日

(財)食品産業センター

(1) はじめに (JAS 制度の意義) について

①中間取りまとめにおいても指摘されている通り、JAS 制度はこれまで、まがい物・粗悪品の防止や個別の飲食料品等の品質向上に大きく貢献してきており、消費者の商品選択の拠り所としての重要な役割を担ってきました。その点についてはこれからも積極的にその役割を果たしていかなければならないものと考えます。従って、JAS 制度の運用にあたっても、これまでの JAS 規格の役割と今後果たすべき役割を踏まえ、十分な対応が必要と考えております。また、個別品表の名称定義もこれまで同様、今後も重要なものであると考えております。

②食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会的ニーズへの対応ということは極めて重要な視点であり、そのためにも適切な制度の見直しも図っていかなければならないと考えます。

③食の世界における飲食料品の輸出入が高まる中、国際規格との整合性を図っていくことが今後、極めて重要となってきます。

上記の 3 点を踏まえて、しっかりと対応して頂きたいと思料します。

(2) 「標準規格」と「特色規格」について

JAS 規格のコンセプトの明確化への対応として、まず「特色規格」が提示され、さらに生産、取引又は使用の合理化を図るため、標準となる定義・品質を示す規格として「標準規格」が提示されています。しかしながら、基本となるのは「標準規格」であり、これまでの JAS 規格についても、相当部分はこれに当たると考えており、上項①に述べた重要性はこれからも果たしていかなければならないものと考えます。

なお、「特色規格」の要件として、「ある成分が一定以上含まれること」という品質基準が例示されていますが、事例として示すのであれば、薬事・効能と誤解されないよう、「成分」ではなく、「原材料」と記載するのが妥当ではないかと考えます。

(3) 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格について

JAS 規格の基本は「消費者の選択に資する」ということであり、社会的なニーズに応えた JAS 規格を導入するということは、高齢化、少子化あるいは外国人労働者の流入等による消費構造・消費者属性の変化も踏まえて、個別の物資に着目して定められる JAS 規格のみならず、物資横断的なものや新規の品目も取り入れ、広い視野で検討すべき重要な問題であります。

当センターからも3月来、提案しておりますが、これら新たなJAS規格の設定については早い時期の検討を積極的に進めていただきたいと考えます。

(4) その他のJAS規格について

6ページ、(3) その他のJAS規格の【対応方向】4行目最後、「例えば加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についてのJAS規格を検討する必要がある。また、特定の需要・消費者を対象としたJAS規格の制定についても検討する必要がある。」と、下線部分を追加していただきたい。

(5) JAS規格の制定・見直しの基準への反映について

8ページ、(b)「標準規格」については、「標準規格」であっても時代の移り変わりとともに、食品製造業の技術水準及び消費者の求める品質に応じて変化することも踏まえ、見直しも必要となるので、文章にその趣旨を盛り込む必要があると考えます。

(6) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について

名称の定義・個別品表により、商品概念を明らかにする名称とその定義が定まっているということは、飲食料品の内容や品質について消費者が期待するもの、すなわち、消費者の購買時の便宜、調理・食習慣といった日本の食生活の基本を形作ってきたものであるということを十分認識する必要があります。

また、このことによって、消費者と企業の信頼関係が成り立っているものと考えております。

名称規制が消費者の選択の妨げとなっているというようなことはありえず、名称規制があることによって消費者が安心して商品を選択できるという現実を認識する必要があります。

このように個々の飲食料品の名称・定義は非常に重要なものであり、その見直しについては個別品表の5年毎の見直しの中で、専門家とJAS調査会における十分な検討と議論を経た上で、慎重に対応していただきたい。

また、17ページ【現状】上から9行目後半、「厳格に過ぎる規制となっていると考えられる。」と書かれてありますが、「均衡を欠く規制となっていると考えられる。」が妥当な表現ではないかと考えます。また14行目以下に書かれている不具合の事例については、逆に名称規制がまがい物の防止をはじめ、消費者の商品選択の安心に寄与してきたという指摘もあり、意見を載せるのであれば両方の意見を載せるべきであり、一方的な意見の記載はすべきではないと考えます。

(7) 表示を行う際の根拠書類等の保持について

根拠書類等の保持が義務付けられる場合、加工食品のみならず生鮮食品もその対象となりますが、加工食品と生鮮食品では流通・販売の形態が異なっているため、制度の導入に際しては生鮮品について市場等の関係者の意見を聞きながら、その実効性については十分な調査・検討が必要であると考えます。

以上、

平成16年8月31日

日油協16発第61号

農林水産省消費・安全局
表示・規格課規格調整係 御中

社団法人日本植物油協会
東京都中央区日本橋3-13-11
油脂工業会館内
事務局責任者：神村 義則
電話：03-3271-2705

「JAS制度のあり方検討会中間とりまとめ」に対する意見について

標記の件に関し、次のとおり意見を提出いたします。

なお、本意見は植物油製造業の実態を踏まえたものでありますことを、念のため申し添えます。

記

1 基本的視点

(1) JAS制度のこれまでの評価に関し

① 現行JAS規格は、優れた品位を有する規格です

本とりまとめにおきまして、現行JAS制度に関しそれほど高い評価が与えられず、否定的見解が随所に見られることを大変残念に思います。

JAS規格の評価は“まがいもの防止”という消極的役割に矮小化されるものではありません。植物油に関しまして、JAS規格は紛れもなく“いいもの”を示す規格であります。ここで、“いいもの”とは、「それぞれの時期における業界の製造技術水準及び消費の成熟段階に応じて求められる品質にふさわしい品位を備えた規格」であることを意味します。したがって、外的条件の進展に伴い規格の品位は向上してまいりました。また、それぞれの時代の要求に即応した“いいもの”を追求するため、5年ごとの規格

見直しが行われていると理解しております。

私ども、製油業界は、J A S 規格をこのようなものと認識し、その認定工場となるべく技術を向上させ、優れた商品開発に努めて参りました。現行規格が“いいもの”であることは、私どもを訪問される海外の製油業界が、自国ではこのような優れた商品は製造できないと感想を述べられることによっても確認できるものであります。

② J A S は、業界の流通構造改善に寄与してきました

品位の向上は、取引の改善にも大きく寄与いたしております。私どもが J A S の認定を目標にするのと同時に、市場においても J A S 規格に適合しない商品を排除することにより、適正な競争が可能になる透明性の高い市場が形成されました。このことが、流通の改善、加工業界との取引の適正化に大きく貢献しました。

このような視点から、改正ありきを前提に現行 J A S に対する評価を矮小化することは、適正な議論を誘発したとは言い難い面があると考えます。

J A S 制度の発展には、それぞれの業界がこの制度をどのように受け止め、活用するための努力を払ってきたかということが原動力として機能したと考えます。後半の検討会においては、このような評価を踏まえて議論が展開されることを望みます。

(2) 消費者の認知度が低いとの認識に関し

議論の底流として、J A S 制度が消費者に広く知られていないという強迫観念があるように感じます。しかし、制度が認知されていることと、その制度が適正に機能していることとは明らかに異なる概念です。消費をする皆様にとりまして、商品に示された表示が適正で、品質・品位が満足できるものであることがまず重要であり、それがどのような法令を根拠にしているかは重要なことではないと考えます。

J A S マークは、私どもが誇りの持てる商品を提供していることの証であり、また、クレームへの対抗手段としても重要なものです。

J A S 制度の基本は、制度自体が自己主張をすることにあるのではなく、“縁の下の力持ち”の存在として、商品の信頼性を支えていることを誇りとするところにあると考えます。また、この議論に基づく改正が行われたとしても、消費者の皆様の認知度が高まるものではないことも明らかです。今後の検討会において、なお、このような認識を前提に議論が進められることには賛同いたしかねます。

(3) J A S 制度は農林水産省の食料政策であることに関し

J A S 制度は、申し上げるまでもなく農林水産省の食料政策の一環として位置づけられ、厚生労働省の食品安全政策とは異なり農林水産物に基礎をおいたものであると理解いたします。

検討会においても議論があったとおり、近年、特定物質の機能に着目し、これを食品

に応用するケースが増加しております。これらのなかには、農林水産物ではなく化学品に基盤を置くものであります。このような薬事或いは医療効果をねらいとするものは、食品の品質・品位を明確にし、表示により情報を公開するというJAS制度の基幹とは相容れないものと考えます。

これら商品の特性が分かりづらいという消費者の皆様の声に対しては、JASのシステムではなく、開発・販売者に厳しく情報開示を求める対処が必要であります。このような原点の認識がないままに、溢れかえる新規商品をJASによって位置づけようとするには賛同できません。

(4) 安全・安心に関し

とりまとめの中に、「安全・安心」のことばが随所に出てきます。しかし、食品とは安全であることが当然の前提であり、その前提に立ってJASは商品の品質と表示とを規定している制度と考えます。常套句を安易に使用することは、JASの性格を見失う契機となりかねません。

2 JAS規格のコンセプトに関し

(1) 現行JASのコンセプトに関し

中間とりまとめでは、現行JAS規格のコンセプトが不明瞭であることを指摘されています。しかし、現行のJASは、上記1の(1)の①で述べましたとおり、今日の製造技術水準と消費の成熟段階に即応した品質・品位を示す規格として成立していると考えます。そして、最終商品の分析では確認しがたい有機食品や安全確保のための生産工程履歴に関し社会的検証が必要なものについて、不正防止をかねて特定の規格を付加するという理解しやすい内容となっております。また、「業務用取引規格」との記述がありますが、これは特定の商品に適合するもので、通常の商品においては、業務用、家庭用のいずれにおいても最終商品として兼ね備えるべき優れた品位・品質には差異がないことが原則であります。このような視点から、コンセプト不在であるとする断定には疑問を有しております。

(2) 「特色規格」、「標準規格」の考え方に関し

① 標準規格

JAS規格は、商品の品質・品位を示す標準であり、絶対概念であると考えます。ここで言う絶対とは固定的を意味するのではなく、製造技術水準や消費の成熟度によって変動するものであります。消費する皆様が不安なく消費できる品質・品位を備えた規格であることを意味します。食品に対する安全・安心は、このような規格により支えられるものと考えます。なお、検討の過程において、このような標準が、“最低規格”か“優位規格”であるかという議論が散見されました。しかし、この議論はJAS制度を的確

に理解してない議論であることを指摘いたします。JASの認定を得、JASマークを獲得するためにはJAS規格をクリアしなければなりません。したがって、JAS格付けを重要視する商品においては、結果的にJAS規格が最低規格の性格を有することになります。このことは結果論であり、規格が優れたものではないことを意味するものでないことを理解いただきたいと思います。したがって、JAS規格は、すべからず標準的性格を有するものでなければならないと考えます。

このような視点から、中間とりまとめに示された標準規格の定義①～③は納得しかねるものであります。

② 特色規格

特色規格に関しては、具体的なイメージが不足しております。とりまとめで述べられている内容であれば、現行の特定規格で対応が可能ではないかと考えます。

特色とは、他のものと異なるという概念です。したがって、絶えず比較対照が存在するなかでのみ理解しうる相対的概念であります。このような相対的概念は、時代のトレンドによって大きく揺れ動き、かつ、何を以てこの規格の対象となる特色であるかという判断も変動的、かつ、恣意的な色彩を有するものであります。商品によっては、無数の特色が存在する可能性もあります。このような不安定で、判断基準が不明確な特色規格を前面に出すことは、JAS制度が有すべき機能ではありません。JASマークを安全・安心の目印として機能させたいとの意向があるのであれば、特色規格では対処できるものではないと考えます。

なお、特色規格の一例として「ある成分が一定以上含まれること」を要件とする考え方が示されていますが、これは1－(3)で述べましたとおり、JAS制度には不適合な例であると考えます。農林水産省における“健康と食生活”政策は、適切な食生活の実行により健康を維持することを基本視点とするべきであり、薬事・医療効果を食品の品質・品位を示す規格に求めるべきではないと考えます。

(3) その他のJAS規格の考え方に関し

流通JASの考え方は、これが規格という名称にふさわしいものであるかどうか疑問を抱きます。これの認定・検証は技術的にも困難であり、かえって不正の温床を作りかねません。不正行為は、行為当事者が責めを負うことは当然であります。不正を生じやすい制度にも問題があると考えます。

また、生鮮食品のように土地及び気候条件により品質が左右される食料について、品質の標準となる規格の設定が適切とは考えません。特に、加工食品の原料に着目して規格設定を述べておられますが、このことは、加工業による原料農産物選別に口実を与えかねず、規格外品の大量処分という問題も生じかねません。資源の有効利用という観点からも、落ちこぼれ農産物の発生を制度的に推進することに疑義を感じます。

3 JASマークのあり方

ここでは、消費者の認知度が低いという強迫観念が示されていますが、これに執着することの愚かしさは前述のとおりです。なお、JAS製品を原材料として使用していることがアピールされていないことを問題点とされていますが、JASは消費者向け商品にのみ適用する制度とされ、また、JAS製品を原材料としなくとも最終製品がJASを取得できるとされた制度変更に起因するものであります。

消費者の皆様への認知は、それぞれの業界がJASをどのようなものとして位置づけ、活用するかに関わっており、制度上の問題ではありません。ちなみに、当業界におきましては、全国で講習会やセミナーを開催し、JASの普及に努力を重ねておりますことを付言いたします。

4 JAS規格制定・見直しの基準への反映

特色規格については賛同できない旨、繰り返し申し上げます。

標準規格に関しては、ここに定義された内容ではなく、「食品製造業の技術水準及び消費者の求める品位・品質に応じた規格」との概念をいれ、JAS規格が“いいもの”を意味する規格であることを強調されることが必要であると考えます。

5 登録外国認定機関の同等性要件の緩和に関し

認定機関登録制への移行という国内措置との整合性からやむを得ない措置とも考えますが、JASマークを貼付した商品が市場で競争する現実を踏まえ、JASに対する理解の浸透、法令の遵守義務を徹底するシステムの確立が現在の農林水産省において可能であることが前提になります。これらに関し、どのようなシステムを構築するのかを後半の議論において展開されることを希望します。

6 I種格付け廃止の提案に関し

I種格付けは、製造所がJAS認定を受けられないものの、その商品がJAS規格に適合した商品であると認定される場合に、JAS品であることの主張を認める手法です。このJAS規格への適合は、科学的分析によってその商品の適格性を判断することが第一義的に必要であります。このことは、JAS認定工場であっても、最終商品の分析によって不適格と判定する場合には、JAS品として認められないことで明らかにされています。この原点を失念して、I種格付けに意味がないとすることは、JASの本質、すなわち“最終商品が求める規格・基準に適合している”ことに沿うものではないと考えます。

廃止の理由として、まず原材料の使用や製造方法の把握が困難なことが挙げられていますが、確かに商品によってはそのようなものも存在するかもしれませんが、例えば植

物油については最終商品の分析で、十分に J A S 規格適合の可否が判定できることを申し添えます。今後、輸入食品が増加すると見込まれる中で、商品の科学的成分分析をないがしろにすることが安全・安心の方向に一致するとは考えられません。

第 2 の廃止の理由に、サンプリングの誤差を挙げられております。しかし、J A S 規格適合の判断は全てサンプリングにより行われており、I 種格付けにおいてこのようなことを理由とされるのであれば、全ての食品にサンプリング理論を適用せず、全数分析とする考え方の導入が必要になります。これは制度の否定につながります。

また、やむなく I 種格付けが必要な場合に、輸入業者や業界団体等による補足的認定の可能性を示唆されていますが、登録認定機関に関して、その技術能力に対して厳しい要件が必要とされるにもかかわらず、この部分についてのみこのような措置を講じることとは、J A S 制度の信頼性を大きく揺るがすことが考えられます。

多くの消費者の皆様は、増加する輸入食品に対して必ずしも安心感を抱いておられない中で、それらの科学的分析は必要性が高まっているという認識こそ正常であると考えます。現実には、記述されているような生産工程に熟知した輸入業者や業界団体は皆無に近いなかで、I 種格付けの廃止は輸入食品の排除に結びつき、輸出国から事実上の貿易障壁との指摘を受けることも想定しなければなりません。

7 格付け検査の方法のあり方に関し

指摘されているように、サンプリングや検査方法の不統一がある場合には、その改善・向上は J A S の信頼性確保のため不可欠と考えます。ただし、【現状】に記述された格付け検査方法②において、“原材料や製法が限定されている中で、「最終製品の検査」という検査方法だけでは、規格への適合性のチェックが困難となってきた”との説明は不可解です。原材料や製法が限定されれば、検査は容易になるのではないかと考えます。

8 品質表示基準のあり方に関し

食品に関し、個別の商品の定義が明確にされていることは、消費者の皆様にとって最も重要な問題であり、これが商品選択の妨げになっていることはあり得ないことをまず申し述べます。

基本認識の一つとして、消費者は商品の強調表示みに目が行きがちであることをもって、現行制度の規制が過度に厳しいという判断の根拠とされるは奇妙な論理であります。一括表示を見過ぎしがちであるのは、J A S のこれまでの実績により商品に対して一定の安心感があることを意味していると理解するべきと考えます。前述いたしましたとおり、機能性食品群の登場以来、通常の食品をバランス良く摂取し、適度の運動を組み合わせることで健康を維持するという本来の“健康と食品”という概念が後退し、特定の機能性を追求することが健康志向であるとの誤謬が生じています。J A S 制度は、農林水産省

の食料政策の一端を担う存在として、これらを明確に峻別する使命があると考えます。

食品には一定の範があり、名称定義はその範によって定められることが必要です。

商品の氾濫による消費者の皆様の困惑を回避するためだけに、厳密な定義を避けることは、安全・安心を標榜されるJASの本質ではないと考えます。

後半の検討会において、このような議論が行われることを強く希望します。

9 認定機関の登録制への移行に関し

これが行政改革に結びつくとは考えがたいのですが、時代の流れとして受け入れざるを得ない問題と考えます。ただし、食の安全・安心に関し高い信頼性のおける機関でなければ登録を認めない姿勢が必要であると考えます。現実の業務において、分析証明等を求められることが多くなりましたが、公定もしくは認可機関の証明でなければ信頼されない場合がほとんどとなっています。このため、登録を希望する機関に対しては、これまでの認可機関と能力において同等性であることを厳密に審査されることを希望いたします。競争という名目の下に、分析料金だけを競争条件とする信頼性に欠く機関が登録されてはならないと考えます。

以上

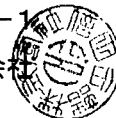
平成16年8月28日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

千葉県銚子市三軒町2-1

信田缶詰株式会社



「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

このことについて、下記のとおり、登録格付機関等によるⅠ種格付け制度の存続を強く要望しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

(1)国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書(Inspection Certificate)等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知の通りJAS法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます(JAS規格の第Ⅰ種格付け(ロット検査)で検査行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。)

しかるにこの度、「Ⅰ種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出が出来なくなってしまう。

なお、中間とりまとめ(案)のP. 14に、「生産工程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊社が加入しております団体は、常勤、非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

(2)現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んでいらっしゃるのとっておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなります。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

以上

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

平成 16 年 8 月 31 日
佐賀県佐賀郡大和町尼寺 1 3 6 9
日 興 食 品 株 式 会 社

「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」への意見

第1種格付け制度について

現状：

- ① 平成9年に輸出検査法が廃止されたため、みかん缶詰の輸出向けにおいて、品質証明書の発行が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS規格の第1種格付け（ロット）で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を受けることができた。
- ② 行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付けの制度は廃止することが適当であるとあります。

問題点

みかん缶詰の輸出において、輸入国サイドからの品質証明書等の要求がある。第1種格付けが廃止された場合には、証明書等の発行が取れなくなることになり、証明書を必要とする輸出が不可能となり、業界にとっては危機に追いやられることとなります。

これらのことから、

現行JAS規格の第1種格付けを存続し、ロット検査が従来どおり行われ、証明書の発行が継続してできるように願います。

平成16年8月20日

〒100-0950

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費安全局表示規格調整係長

〒709-0002 岡山県岡山市桑野709-0

岡山県果薬工業協同組合

JAS制度のあり方検討会中間取まとめに対する
意見について

各種ニンニク製品はニンニクが主原料であり
製品化した場合製品に止める水分の割合が多く
従って有機栽培、減農薬、低農薬で栽培された
生芋は多量一部農薬で栽培されたニンニク芋が
製品化し其の製品を分析検査した場合区別が
つきません。従って有機栽培、減農薬、低農薬等の
表示は意味がないと考えられます。此の度の制度
改正に当り製品化されたニンニク製品については
JAS法の対象から除外して頂き度いと思ひます。

象

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

2004年8月30日

横浜市

花原卓爾 

JAS 制度のあり方検討会 「中間取りまとめ」に関する意見

標記の中間取りまとめ（以下「取りまとめ」という）において、個別品質表示基準を原則として廃止し、また、名称・定義以外の原材料表示等の特例は横断的品質表示基準に整理統合する方向で検討するとされています。しかしながら、現実には消費者に優良誤認を与える可能性が強い事例も少なからず見受けられます。従って上記の中間取りまとめ方針の取り扱いは、十分慎重な対応を要望するとともに、定義・品質に関しては、個別の品目の現状を考慮して、その制定については必ずしも例外的なものとはせず、現実的に柔軟に対応すべきであると考えます。

さて、堅調な市場拡大が続いているミネラルウォーターについては現行の「ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）品質表示ガイドライン」（以下ガイドラインという）に準じた名称・品質の標準が特に必要と判断し、下記の通り意見を提出いたしますので、よろしくご勘案いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 私の意見

ミネラルウォーターに関しては、「取りまとめ」で論議されている「重大な誤認」の発生や「まがい物」を防止するため、現行のガイドラインをベースとして所要の修正および追加等を行った上で、新たな品質表示基準が必要であると考えます。

2. ミネラルウォーターの現状と課題

1) 市場拡大に伴い、より厳正なルールが必要

順調に伸びているときにこそ、秩序ある公正な競争が行われるための厳正なルールの制定が必要です。

2) 新規参入者へのルール徹底策が重要

新規に参入して来る事業者が増えていると思われますが、彼らが必ずしも現行のガイドラインを理解し順守しているとは言えないケースもあり、とくに表示については明確なルールの徹底をはかる体制が必要であると思います。

3) 競争激化に伴う不適正な販売促進行為の防止

価格競争が非常に激しく、スーパー店頭での2L入りペットボトルでは希望小売価格の半値以下で売られているものもあります。事業者の中にはこうした安値販売を回避するために、いかにも特別の効果、効能があるかのような表示や宣伝広告を行って、消費者に誤認を与えている例が見受けられます。こうした事態を防止するため、JAS法においても、とくに適正な表示の実現のために新規の基準の制定や改正が必要であると考えます。

<参考>

〔まがい物的商品の例〕

活性水素水、驚異の水Hウォーター、クラスター水、バナ・ウォーター（で始まった糖尿病ゼロ・・・）etc.

〔合理的な根拠のない販売促進用のちらし、コピーの例〕

血糖値・血圧が下がった。2ヵ月で3kg減量。アトピーが治った。末期膀胱がんで余命6ヵ月と言われたが血尿が止まり体調回復。大腸の悪性腫瘍が消滅した。
・・・などなど・・・全く疑わしく、いかがわしいことが平気で書かれ、言われています。

3. 品質表示基準の必要性

現行のガイドラインを含めた何らかの品質表示基準がないと仮定すると、次のような問題点が考えられます。

価格競争やシェア競争の激化で、「重大な誤認」の発生や「まがい物」の横行が懸念されます。例えば、水道水を詰めてナチュラルミネラルウォーターとして販売するような極端な場合や、現行ガイドラインでナチュラルミネラルウォーターにしか認められていない「天然」という用語の乱用などが想定されます。現行のガイドラインはこのようなまがいものの横行等に対して、一定の歯止めとなっているものの、法的拘束力・強制力がなく十分に順守徹底が図られているとは言えないと思います。

4. ミネラルウォーターの品質表示基準のありかた

以上のようなミネラルウォーターの現状と問題点をふまえ、消費者が市販のミネラルウォーターを適正な表示に基づいて正しく、的確に取捨選択できるために、名称・定義とともに、それ以外の原材料表示等を含めた品質表示に関する公式の法的ルールが必要であると考えます。

虚偽誇大広告に対しては「健康増進法」、合理的根拠のない健康優良性の標榜に対して

は「景品表示法」による規制が行われているように、現在のミネラルウォーターのガイドラインを基本に、ミネラルウォーター・ビジネスの現状と問題点を検討、加味した修正および追加等を行なって、新たな表示基準として法律化が必要不可欠であると考えます。

「健康増進法」、「景品表示法」とともに新たに「品質表示基準」が設けられ、3拍子揃うことにより、消費者の安全が確保され、安心して適正かつ的確な商品選択が可能になると思います。

以上